

南鮮
主廟

濟州
嶋



緒言

志に世宗の十七年(紀元二千九十五年)徧海山が本嶋の牧使たりし時、官府より出火して文籍悉く灰燼になると傳ふ然るに官府の出火は此時のみに非ず、牧使交任毎に其在任中の文書を火中に投じて一記録をも殘留せしめざるを例とせしと云ふ故に本嶋の事蹟を考査するは實に難中の難事なり。

本嶋の鼻祖三氏の子孫甚だ微にして元朝の政下に立ちしより姦臣酷吏相繼ぎ到ると雖ども群雞中亦一鶴なきに非ず、本嶋興亡の跡を尋ね風俗人情其他諸般の狀況を録し名けて耽羅志と云ふ、作者不明なれども予は牧使李元鎮ならざるやを疑ふ其年代を攻ふるに應に二百餘年前に在り其後明治廿七年頃洪鍾宇本嶋に刺使たり觀風案を理めて、歷任の牧使判官を序す耽羅志は初め上梓したるを以て官府の災厄を逸れ幸にして今尙二三を存す

然れども此書は本嶋の秘書にして他見を許さず唯聲望家の珍藏によりて今日に到る誰が能く傳寫するものぞ、漸く四十三年頃より秘書の範圍を出て世人の瞻寫を許可せり、我友大山氏寫本を以て予に示す行文難澁にして間々錯簡あり尙之魯魚混潛の誤り文字の顛倒多く容易に讀破すべきに非ず是を以て和譯の稿を起せり但之を鸚鵡反しに和訓するの益なきことを認めしが故に、約一年有半、親しく實査見聞する所を併録し自らの參考に資せんとして稿を重ねたり、已に稿成るに及んで、是を唯篋底に秘するよりは寧ろ本嶋を世に紹介するの器となし且つ天賦の寶窟を開拓するの未耜ともなきは其益蓋し尠少ならざるべしとの勸誘により不文を省みず敢て上梓し江湖に頒つことゝなしたるなり不備の點誤謬の記事は又た補訂の期あるを信ず

附録の地圖に付ては亦一言すべき事あり則ち本嶋には

古來より實測の圖なし嶋内各所に各人の見取圖様のもの有れども言ふに足らず今種々苦心の結果本圖を製す現今存在する本嶋地圖中尤も精確なるを信じて疑はざるなり

本書の著述に中り大山氏其他諸氏の援助を得て裨益する所多大なり謹で茲に深謝す

巻末に列記したる名士の小傳は寫眞の説明に換へたるのみ濟々たる多士豈之のみならんや

明治四十四年孟冬三日

於長風吟海若羅城山麓

大野秋月識

南鮮 寶窟 濟州島

總論

本島は、元と耽羅國と稱す、其後に至り濟州と改む、方今全島を分ちて、三郡となす。

一 濟州郡、本島の北半全部を管治す、郡衙は城内に在り、志に曰く、東旌義縣界に至る、八十里、西天靜縣界に至る、八十一里、南海に至る、一百二十里、北海に至る、一里、海南の館頭梁を距ること、九百七十餘里なり云々。一 旌義大靜の二郡は、南半部を二分して、統轄す、旌義郡は南半部の東部、即ち法遠里以東にして、邑内に郡衙あり、志に曰く、東は濟州の界に至る、三十五里、北は全州の界に至る、二十里、西は大靜縣界に至る、九十五里、南は海に至る、十五里、云々。

一 大靜郡、邑内に郡衙あり、南半西部を管轄す、志に曰く、東は旌義縣界に至る、五十七里、南は海に至る、十里、西は濟州の界に至る、(山名)三十七里、北は、同界に至る、三十二里、云々。

濟州島の地勢

本島は、全土巖稜たる、火山岩よりなる、其土壤は、正に第三期層に屬すべし、本島の中心たる、六五五八呎の高峰、漢翠山の巔は、東經百二十六度三

十二分北緯三十三度二十二分に在り、山脈は東西に馳走して、東は牛島の東端、東經百二十六度五十八分に盡き、西は竹島に至り、同經百二十六度二分に盡く、島の形は宛も甘蔗を横へたるが如く、東々北より西々南に斜臥す、島の極南摩羅島は、北緯三十三度八分に點在して、北端即ち濟州郡武州里月汀里の海岸北緯三十三度三十二分五十秒に盡きたり。

島内の地勢は正に凸字形をなす、中央に漢羅山禿嶺として、屹立する、のみ、唯之が餘波としても見らるべき、圓錐形峰至る所に在り、此等山岳の間は悉く平原にして、大藪、牧場又は島地たり、牧場には芝草を生じ、島地には粟、麥、稗、大豆、小豆等を産す、山岳急峻なるを以て、水流に乏し、是故に水田の有る所は、姪義郡西歸浦及、其附近、古城里、濟州郡明月里及、頭毛里附近并に大靜郡加波島等なり、島民一般粟及、麥を常食とす、米食者は十指を屈するにも、足らざらんとす。

本島の成立は甚だ古からざるが如し、其近き往古に於て海底の噴火により成立したるものにして、土壇の陥没により、大陸との連絡絶へ、孤島となりたるには非ず、其直接の證としては、全土火山岩にして、花崗岩等の硬質の石なく、又礦物は更に産出することなし、全島の山嶽は皆圓錐狀をなして、山嶺に火坑あり、是に水を湛ゆるもの少し、唯漢羅山の絶頂にある周廻約二十町許の池沼のみは、四時水を貯ふ、其間接の證左として、本島には大陸と等しく野獸なし、偶々猪に類するもの居れども、是

れ家畜の家の逃走して、野生の如くなれるものなり、故に牙なきなり、鹿及麋あり、是れ古に於て家畜たりしが、終に野生となりたるならん、周圍に麋鹿の類を畜ふは、支那古代の風俗なることは、徴するに餘りあり、孟子曰く、麋鹿澤々たり云々、其他野生の牛馬は、同と牧場より逸出したるものなること明なり、鳥類には、雁、鴨、山七面鳥、鷓鴣、雉子、烏、雀、雲雀等の類あり、是等は大陸より來りしものならん

若し尖れ、土地陥没して、孤島となりたる所の地形は、海岸線に於ては、必ず新月形を爲すを常とす、然るに本島の如きは、返て十日頃の月の如く、槽圓形を爲せり、是れ中央に噴火して、土石の崩潰したるに因らずんばあらず

島内凡百の村落は、漢羅山を圍繞して建設せらる、而して其狀宛も山麓に複線を畫せるが如し、則ち一を海岸線とし、二を山の手線とす、其海岸線に在る人民は、半農半漁にして、山の手線に在るものは、農を主とし、又牧牛馬を副とするが如し、然れども是れ大別したるものにして、之に限れるにはあらず

本島の氣候溫度は、酷暑に於て九十五度に昇ること稀に、極寒に於て三十度に降ること少し、又北半部と南半部とを較するに、南半部は溫暖にして、風雨狂暴の度は、北半部より少し、宛も我南海岸即ち日本と、日本海

岸即ち裏日本との如き差あり然も北部は大陸に近きを以て、島内第一の都會は、茲所に建設せられたるものなり

島内の道路は、海岸線を第一道路とす、甚だ險惡にして歩行困難なり磊々たる銳角の岩石は、歩々に人の足を傷らんとす、第二道路は濟州郡衙より大靜郡衙に通ずるものと、姪義郡に通ずるものと之なり是固より道路と稱すべきに非ざるも通交するが故に名くるのみ、唯足跡を印せりと云ふが適當ならんか、山麓を廻り原野を過ぐるも岩石の突起は海岸線より少なきを以て歩行亦容易なりとす、第三道路は各部落交通の爲めに足跡を印したるものなれば又云ふに足らず、濟州城内の正背面に在るを西飯浦とす、此間の通路は漢羅山の東部七合日位の所を越ゆ、冬期は積雪の爲め杜絶す、斯里程約十一里なり

濟州島の沿革（據耽羅志）

本島は九緯の隨一にして、弘記に九緯を列するに、毛羅は其第四に居るに、或は毛羅と稱し、或は耽羅と稱し、或は耽牟羅と稱す、全羅南道の海中に在りて、周圍四百餘里、（陸に五百里）なり

初め高乙那、長乙那、夫乙那の三兄弟ありて、其地に分處す、其所居を徒と名く、（別傳等には、都濟州城内に、一徒里、二徒里、三徒里、と稱分す、に作る下亦誤、蓋し三人の居所を徒と名けたるより起るか、）新羅隆盛の時代高厚、高消、及季、（季の名）海を渡りて朝に貢す、新羅王大に喜び、各號を賜ふ、厚を星

主と曰ひ、請を王子と云ひ、季を徒内と云ふ、是に國號を賜うて耽羅と云ふ、其後百濟に服事す、文周王の二年(紀元一千一百三十六年)丙辰の歲、耽羅國の使者を拜して恩率と爲す、東城王二十年(紀元一千百五十八年)庚申の歲、耽羅國より職貢を修めざるを以て、親征して武珍州(今の光州)に至る、耽羅國主之を開き、使を遣して罪を乞ふ、乃ち征伐を中止す。

百濟義慈王亡ぶるに及んで、新羅の文武王元年(紀元千三百二十一年)壬戌の歲、耽羅國主佐平(思康王は百濟の官名なり、從多普律降服して佐平とす、百濟其王を討して佐平とす)、從多普律降服して旗下に至る、高麗の太祖二十年(紀元二千七十八年)戊戌、耽羅國主は太子末老を遣はして來朝せしむ、仍て星主王子に爵を賜ふ、肅宗の十年(紀元千七百六十六年)乙酉、歲毛羅を改めて耽羅郡となす、毅宗の時に降して孫と爲し、令を置く、高宗の時に、副使崔托兵を舉て之を誅す、十一年庚午歲、反賊金通高、賊文率亂をなす、副使崔托兵を舉て之を誅す、十一年庚午歲、反賊金通高、三別抄を領して珍島に據る、翌年辛未歲、來て侵掠す、星主高仁朝王子文昌祐等、之を奏す、三年を越て癸酉の歲、王金方監等に命じ、元の兵と合し討て之を平ぐ、翌甲戌の歲、元より招討使を設く、忠烈王の元年(紀元一千九百三十五年)乙亥、歲元復た耽羅と號す、二年丙子歲、元は軍民總官府を設く、三年丁丑、歲元は東西に阿蘇を立て、牛馬駝驢羊を放つ、達魯花赤を遣はして以て之を監せしむ、十年甲申、歲元は總官府を革めて、耽羅軍民安撫使を置く、二十年甲午、歲王、元に朝す、請ふて耽羅に還る、元の丞相完

澤等奏す。帝旨を奉じて謀を我に還す。二十一年紀元一千九百五十五年乙未、耽羅を改めて濟州となし、牧使判官を置く。二十六年庚子歲、東西に道縣を設く。縣村は即ち寶山(今の平、寶山)高内、河内、郡支、飯山、明村、新村、成徳、金寧、板村、川長二八、小村一人、漢城、慶梁、山房、諸縣等なり。大村には即ち戸長三人多計、又城上一人を置く、中村は

奇記を案するに、新羅にて高厚を封じたりしとき、村を設く、高麗の設宗の時に又分て縣となす、是年元元宗の時平判抄合して一州となす、品に添て又縣村を設く、其互に縣村となる年代計かならず。

の奇皇后又麻馬を放つ。二十八年壬寅歲、元は軍民萬戸府を立つ。三十一年乙巳歲、復た我に還る。忠肅王五年戊午、草賊壬川、嚴ト等兵を起して亂を作す。王子文公濟等兵を舉て鎮ぐ之を誅す。復た元に開て官吏を置く。恭愍王十一年紀元二千二十二年壬寅歲、元の牧子、元に訴へ請て復た萬戸府を置く。元は副樞文、阿憐不花を以て、整治事となす。(阿憐不花は本國の職、其後其地に就く)十六年紀元二千三十五年丁未、元亡びたり。

大明の大祖、位に即くに及て州復た明に屬す。時に元の牧子、強悍にして殺生算なし、金瘦等牧子を討つに及て、王今の本國に奏請す。官署より牧子が養ふ所の馬を獻すること故の如くならしめんと。帝之に従ふ。十八年己酉歲、始て食を奉じて世々安撫使となす。二十一年壬子歲、石加乙碑、育古道、甫介等、自ら東西哈赤と稱して、官吏を殺す。王子文臣輔、其弟臣弼を遣して、奏聞す。二年を経て甲寅歲、王は都統使崔瑩を遣はし、哈赤を討ち、金仲光を以て萬戸兼牧使となす。七年辛酉歲、始て判官を置く。本朝之に因て、我太祖の六年紀元二千五十七年丁丑歲、萬戸府を革めて牧使兼

魯山二年
甲戌は端
宗元年な
り

倉節制使となす恭靖王二年(紀元二千六十年)庚辰、蔵判官を以て教授を兼ぬ。太宗の元年辛巳、歳復た安撫使兼牧使を置く。二年壬午、歳星主高以禮王子文忠世等、星主王子の號は俗擬に涉るに似れりとし、請ふて之を改め、星主を以て左都知管となし、王子を右都知管となす。八年戊子、歳東西阿蘇を革めて監牧官を置く。十三年癸巳、別に教授を置く。十六年丙申、歳安撫使吳提、啓等、旌義大靜の兩縣を建つ。世宗の十年戊申、歳監牧官を革めて判官を以て之を兼ねしむ。

二十五年癸亥、歳安撫使を以て牧使知監牧事を兼しむ。二十七年乙丑、左右の都知管を革め、邑人有識者の上となす。魯山二年(紀元二千百十四年)甲戌、歳安撫使を以て牧使知監を兼ねしむ。世祖十二年(紀元二千百二十七年)丙戌、歳安撫使兼監牧使を改めて鎮を置く。兵馬水軍節制使を以て牧使を兼ね、判官を以て監牧節制都尉を兼ねしむ。睿宗の元年己丑、歳復た牧使兼兵馬水軍節制使を兼ね、判官を以て節制都尉監牧官を兼ねしむ。

鎮 營

旌義大靜の二縣を設立す。
旌義縣及大靜縣 明の太宗十六年丙申の歳安撫使吳提、之は漢翠山之南海岸、二百餘里の地を啓拆す、其の東を旌義縣とし、西を大靜縣となす。

官 員

濟州、牧使、判官、教授、審樂、檢律、日譯、訓導、各一

審樂は専ら衛生の事に當り、檢律は政治を嚴にす、日譯訓導は海港に在り、成化年間には已に審樂の設あり、檢律には、弘治十一年戊午の年以來、朝廷より人をし差遣せざることとなれり

邑 名 (本島の島名のことならんか)

耽羅、毛羅、耽牟羅、東瀛州、濟州、

姓 氏 (本島在民の姓氏也)

本州の高、良、(改姓)夫、文、(初め寶城郡羅城縣の人、東漢の子、島民あり、其子孫高氏に因り、王子と爲るものあり、)鄭、金、李、文、安、玄

成、楊、(井に姓)金、李、朴、林、俞、周、趙、宋、鄭、洪、徐、崔、吳、車、池、韓、馬、黃、白、南、牟

許、張、任、邊、(井に姓)趙、李、石、背、康、姜、鄭、張、宋、周、秦、(元朝の代に來る)梁、安、姜、對、

(濟州より大明初て濟南を平定したりし時、引來る) (耽王の家閥を據して、州に安置す、)

本島之風俗一般 (耽羅志詳出)

本島民は、他と交通するの機會なきを以て、大凡頑愚なり、遁取の氣魄なく、極めて卑劣なり、從來より官尊民卑の弊甚しく、一見謙讓なるに似たれども、實は然らず、志に俗は猶儉にして、禮讓ありと曰ふは皮相の見な

茅屋に住
し、草履を
好む、他
の服物を
穿つこと
少し、又
姑なく、
唯女人木
白にて、
袴つのみ
、凡て背
に負うて
、頭に敷
くことな
し、道に
て官人に
遇ふとき
は、女は
則ち奔馳
し、男は
則ち路傍
に府伏す
、私に曰
く、今は
此風なし

祭記

恒語難識大陸と少異なり、音節は先高、後低、開取り、懸し、風土録に曰く、土人の語音は、細高にして、刺すが如く、且つ多く、曉るべからずと。其は百日にして、除服す、田頭(田主)に墳墓を造る、或は三年の喪を行ふものあり、地理を考ふるに、卜筮を用いず、(今は地を卜)又浮屠の法を用ず、俗淫祀を尚ふ、山藪、川池、丘陵、墳土、木石、皆神在りとして、祭祀を設く、毎歲元日より上元(十五元)に至り、巫覡等と共に、神職を擧て、體をなす、喜戯として、鈴鼓し、圓闇に出入す、皆爭て錢穀を捐て、以て之を祭る、又二月朔日、歸德里及び金寧里等に於ては、十二本の木竿を立て、神を迎ひて、祭祀をなす、澁月里に於ては、槎(木之形)の馬の頭に似たるものを求て、彩帛を以て飾り、躍馬の戯をなし、神を娛しますと、なす、十五日に至て罷む、之を然登と謂ふ、是日は船に乗ることを禁ず、又春秋二季には、廣壇堂、遷板堂に群聚し、酒肉を具へて祭祀す、又地方には、蛇、蠅、蜈蚣多し、灰色のものあるときは、則ち之を遷板の神となし、禁して之を殺さず、風土録に曰く、酷だ鬼を祭祀す、男巫甚だ多し、人の災禍を攘ふ、財を取ることを土の如し、名月

朔望七月七日には必ず牲を殺して、淫祀をなす云々

獵漁は網罟を用いずして、魚は釣り、獸は圉坑等にて捕拿す、豺、狼、虎、豹、熊、鷹、狐、兔、鴝、の族無し、其天候に至ては、春夏は雲霧晦冥、甚しく悉調す、島の東西両端の如きは、中央部に比し、颶風狂雨多く、且つ無風の日の如きは、殆んどなしと云ふも可なり、秋冬の候に至れば、漸く開霽して、温氣を去る寒氣酷しからざるを以て、蟬、虫、蚊、蠅、死せざるものあり

島人、天札するもの少く多く、壽考なり、惡疫の流行は、天然痘の外には、聞くこと稀なり、花柳病者は、少しとせず、古來山南より山陰は、健康者多しと云ふ

毎年八月十五日、男女群聚して歌舞す、之を左右の二隊に分ちて、大綱を曳き勝負を爭ふ、若し中斷して、両隊地に仆るゝ如きことあらば、看者拍手大笑す、之を照里の戯と謂ふ、此日又、楸千及び捕獲の戯を作す、高麗文宗の十二年、門下者より、耽羅の地は瘠せ、民は貧なりと奏す、州記に云く、土性浮燥なるが故に、墾田には必ず牛馬を馴て之を踏ましむ、荒耕二三年にして、則ち穀穗實ることなし、已むを得ずして、又新田を墾す、功多くて、獲少し、民の窮困者多き所以なりと、今日尚播種したる時には、牛馬に踏ましむ

東文館に曰く、地に亂石多く、又水田なし、唯年々麥、豆、粟等の生するのみ、古へ貧乏の家あり、日に以て糠粃を齧食するに困り、百姓大に之に苦し

麗儀

女多

酒食

相歌

飲官職

む、食坂と云ふ人、時に判官となり民の疾苦を問ふ、而して石を聚めて垣を築くことを調ゆ、百姓之に依て甚だ便益を得たり

求婚者は必ず酒肉を備へて待つ、納采者も亦た然り、婚夕には、女、酒肉を備へて婦の父母に告ぐ、醉後には乃ち房に入る

本島は女多くして男少し、昔者、僧皆家を作し、以て妻子を育す、乞を行ふ者と雖ども、並に妻妾を育す

畜妾の風は現今大に行はる、二三人の妾を畜へざるものは、侯、顔者流には稀なり、公私運搬の船は海路の險なるが故に、屢々漂没し而して死するもの絡繹として絶へず、故に州人は女を生むを以て重しと爲す

風土録に曰く、絶少土、茶、貨、陸、地、而、食、力、不、足、者、食、山、穀、所、以、滑、酒、絶、貴、州、人は至る所に於て、粟を以て焼酒を釀る、濁酒を飲用するものを見ず、焼酒を嗜むは古來の風俗なるが如し、又曰く、勞役の事を久よするには、皆女を使ふ、或は二三人或は四五人共に一の臼を搗つ、必ずや相杵(杵は杵)の歌を發す、音調甚だ苦し、旅麿の歌亦た然り

州記に曰く、京城は遠隔の地なり仕官すること難事とせり、故に士人の才望ある者は皆官衙の執事となるを以て榮となす、京職の貴を知らず、風土録に曰く、品官より下、至微の者、皆交を朝の貴人に結ぶ、豪士は執撫と爲るを求め、或は旅歸、或は賁員、各利を漁するを以て事と爲す、至穢細故、皆賄賂あり、廉義の何事たるを知らず、強を以て弱を制し、暴を以て仁

を傷かず、官員の貪婪なるは以て恠しと爲さず、廉義の士ありて俱其惠を懷ふ、而も此輩其迂なるを笑ふ

權近が牧使李元恒を送る序に曰く、耽羅は海中に在り、嶺めて新羅の時より、歲々職貢を修めて我が附庸となる、高麗のとき濟州牧を置く、國家は之に因て必ず、廷臣より文武の才略有て、威惠風に著しきものを選び、以て之を牧とす、然るに、其風俗を以て海の渺茫無際なるに似し、數百里の驚濤、不測の險を涉る風殊俗別にして、卒は悍に、民は讒に、喜ぶときは則ち人に似たるも、怒るときは獸に類するが如くに至るに及んでは、控禦すること難と爲す、云々

本島は、本と佛教盛に行はれたりしが、李朝起ると俱に廢滅に歸し、今日に於ては何等の統一したる宗教なし、今より約十一年前明治三十四年、基督敎騒動ありし後は、其信者として見るべきものなし、敎會堂は、濟州城内に一ヶ所、旌義郡西烘里に一ヶ所ありて、歐人二人出張しあるも、其振はざること夥し

今哉本島民心を總攬すべき宗教の最も必要なる時期に属す、二年前まで城内に淨土宗の僧侶派出しありたりと云ふも、其事業の跡、更に知るべきものなし、要するに、本邦僧侶の派出の目的は、韓民求濟に非ずして、日本移住者を本位とするが如し、我が佛教の朝鮮國外に驅逐せられて

茲に五百餘年なり而して時の政府は從來の惡弊に鑑み僧侶を以て四民の下位に置ける茲故に人民亦た佛教の何物たるを解せず單以て嫌惡下劣のものとなし是を奉ずる者は俱に齒すべからざるものと思惟せり是に於てか佛陀の圓滿なる大慈悲も永く彼等と絶縁するに至れり時の降るに隨て終に佛教の名字を聞くのみにして心底に輕侮の念を生ずる今日となれり固より佛教と僧侶とは別物にして僧侶の品性如何に因て教義に輕重を生ずるに非ず例せば浮雲月明を覆ふと雖ども月体に何等の關係なきが如し然れども世人多く此理に暗く坊主僧ければ袈裟まで僧しとの人情の偏心を離るゝこと能はず迷誠の者少く暗愚の輩多きは古今其概一なり依に現今我が邦の佛教僧侶が何等の誠見あるに非ず佛祖の本意を没却して徒らに我見を立て自利を主とし愚民を愚惑して營利を貪るを以て事となす何等雜乎たる自信あるに非らず淺學寡聞阿諛是れ事とす概見するに破戒無慚品性下劣にして何等の德性あることなし是の如き輩を如何に多數を派遣したればとて些の善感化を施くことなし豈慨嘆に堪へんや我が神道なる者は未だ宗教として見るの資格に於て欠如すれども止むなくんば是か高僧宗が弘化圖の記に曰く北は巨海を枕とし南は崇岳に對す家々に枯樹あり處々に龍驤(名)ありと毅宗の十二年安撫使趙冬義來り城内に

入り翹て曰く、耽羅の險たるや攻戰の遠く及ざる所なりと、蓋し船舶の寄航地なきが故なり

州記に曰く、島を環らすに石壁を以てし、巉岩を以て海に錯列すれば、船は入船するを得ず、唯川口に於て石堡を設けて賊を禦ぐのみ

著名の山川（濟州郡の部）

漢翠山は本嶋の中央に聳出する所の高山にして、朝鮮國內第二位の峻峯なり、古來山嶺深潭は、民人の畏敬する標的となりて、其所に神靈の在るありとし、歌に詩に其の威徳を讃し、其風景を叙して神章を想め、或は斬り或は翹ふ、是れ正に人情の然る所なり

漢翠山に關するの詩文亦尠からず、今其二、三を抄録す、山名の起由する所は、其峰甚だ高峻なるに因るが如し、志に曰く、其漢翠といふは、雲漢を挈引すべきを以てなりと、或は頭無岳と云ひ、或は圓山と唱ひ、或は釜岳と名けたり、其頂巔に池ありて、貯水器に似たるを以てなり

傳へ言ふ、古へ大靜に正島道人と云ふあり、樹間より攀緣して嶺に登りしとき、大聲噴呼したるに、雲霧四塞して咫尺を辨せざるに至りしと云ふ五月（傳）猶積雪あり、八月に降雪することありと、風土錄に曰く、漢翠の絶頂に於ては、府して南極老人（名）を見るを得と、其註に曰く、唯漢翠及び

中原^(文)の南岳に登てのみ此星を見るべし

登絶頂詩

判官金綴

石磴穿雲步步危
山高積雪經春在
鶴鷄不遠玄圃路
從今欲試凌雲術

雨餘天氣快晴時
海澗長風颭日吹
鳳簫猶待赤松期
歸去人間莫恨遲

登高詩

牧使李元鎮

漢翠山作望鄉台
五嶺曉光驚露出
分袂即是三年別
今夕勝遊應不忘

天下登高獨壯哉
二湖秋色鴈拖來
落帽休辭九日杯
異時魂夢幾多回

題藏室

^(在終山)

金判官

萬壑杉松一逕幽
峯頭依舊石羅浮
直下洞天騎白鹿
飄然迺出人間表

每逢佳節暫遲留
岩底清泉到十洲
笑看仙子跨青牛
自此仍成汗漫遊

溫室遇雨

御史李康億

踏遍仙區載醉歸

萬林烟雨暗霏々

山神、與我應相、藏

莫把簑衣被、繡衣

踏霜樂登

秋月居士

錦霞、雲霞、覆、羅、蛟

白雲、如帶、落、山腰

充分秋色、滿郊外

全嶽丹、極白、絕妖

三義讓岳

州、州城內を

州南約一里半に在り、表岳

在、三荒岳、東、約盤凝岳、上

之奇里岳

踏印岳

秀岳、雲雨路岳、思美岳、倒轉岳

以上は皆、東南三悦、安止岳

在、二御乘生岳

南、黒山嶺にあり、往古、此岳の下にて、桑名を賑せり、故に名づく

長元岳

東南五里、嶺にあり

個諺に曰く、四峰一峰となりて、最高大なり、其山嶺に、龍池あり、徑五十歩

許なるべし、其深きこと測るべからず、若し入、喧騒するときは、雲霧四方

に起り、風雨暴かに至る、旱には、則ち雨を結るに驗あり、其邊に海蛤の殻

あり、海島が其島貢を持來りて置きたるものなりと、是を貢島と謂ふ、漢

翠山亦然り、洞山、凡そ九十九洞ありと傳ふ、高古山、鉢山、赤岳、活

泉山、勞老客岳、皆在、紗羅岳、采北岳、元室岳、板浦岳、皆西に、

大岳と號せり、笠岳、道圓岳、高内岳、水山、郭支岳、板浦岳、皆西に、

水岳と號せり、笠岳、道圓岳、高内岳、水山、郭支岳、板浦岳、皆西に、

東山、四里三美岳、黒岳、四里岳、皆平岳に、（私、日、黒く、黒山、影の山にして、精谷ある）小禿岳、

山形如、三美岳、黒岳、四里岳、皆平岳に、（私、日、黒く、黒山、影の山にして、精谷ある）小禿岳、

皆平岳、猪岳、大朝岳、高八〇〇呎、蟬岳、龍頭山、西中里、龍頭山、西中里、龍頭山、

皆平岳、猪岳、大朝岳、高八〇〇呎、蟬岳、龍頭山、西中里、龍頭山、西中里、龍頭山、

皆平岳、猪岳、大朝岳、高八〇〇呎、蟬岳、龍頭山、西中里、龍頭山、西中里、龍頭山、

旌義郡の山岳

漢翠山は三郡に跨るを以て、特に記するの要なしと雖ども、之を畧むに其優姿端然屹立する所、正に我が富嶽に似たるものあるは、本郡以東より望む時に限らる、則ち是れ濟州富士と名くる所以なり

成佛岳、郡の北約二里、里は北山に在る、今水城嶺、北約一里、山嶺屋敷、城壁の在り、山嶺、城に上り、山嶺を望む、其の中に池あり、故に名く、城山、浦に墨く城、志に曰く石壁削立、環の如く、城子の如し、高千餘丈ならん、石を鑿ち梯を架して、然後に登るべし、其中平廣十里許なるべし

題城山

秋月居士

奇岩怪石異形山

削立千尋摩勢漢

左右擁高頃滄海

百船朝出夕陽還

水頂嶺、郡の北山に在り、其、水嶺、郡の北山に在り、城頭に在り、漢、城板嶺、郡西六里に在り、漢、城に大池あり、深無底、水嶺、郡の北山に在り、其、水嶺、郡の北山に在り、城頭に在り、漢、城板嶺、郡西六里に在り、漢、城に大池あり、深無底、城板嶺、郡西六里に在り、漢、城に大池あり、深無底、城板嶺、郡西六里に在り、漢、城に大池あり、深無底、

大靜郡の山

山房山、沙溪里の海岸にあり、但該に漢翠山の一峯類來て、此に轉つて、水島十景の一にして、眺望尤も佳なり、兩麓は滄濱に臨んで、絶壁削るが如し、上に大石窟あり、潛時僧あり、窟を窟中に構へ、之を窟庵と號す、清泉ありて窟中の岩壁より點滴す、又其南に石穴あり、暗門と名く、東西五十餘

尺、又其北に大坑あり、深き幾尺なるを知らず。

失題

李元鎮

巨靈留異迹

高釋寬藏園

地設山梯級

天開石室門

臥賞懸乳液

崖壓出雲根

流跳崩檀海

忘歸到日昏

河川

本島の河流は、大概枯涸して常に河骨を存するのみ、然れども一朝沛然として降雨あるときは、俄然として洪水となり、野牛馬を漂溺せしむ、今四時流水の絶へざるものを舉ぐれば、濟州郡右面東高内に於て、海に瀕するを朝貢川となす、或は都近川と云ふ川の、上流を無愁川と云ふ、瀑布あり、高さ十餘尺、之より流水地中を通して伏流となり、約一里を降りて石間より涌出す、下流に深淵あり、其淵中に捷駒の如きもの潜伏す、此物變化の術あり、時に寶物に變じ、人の近くを待て、淵中に墮入すと傳ふ、無愁門に至れば、石壁奇にして、天工の妙を示す、又本島勝處の一たり、詩あり。

李元鎮

登高南岳舉深觴

川上歸來興更長

滿眼黃花如昨日

一樽仍作兩重陽

小加來川は、大靜郡中文里に至て、水は地底を潜て、絶壁の上に來り、懸崖廿餘尺の瀑布となる。風致幽すべし。河流屈曲多く、和順里に於て海に入る。下流銀口魚及び鱧を産す。

烘爐川は、統義郡西歸浦に於て海に朝す。末流大瀑布となる。高さ三十六尺。流壺を天池淵と稱す。兩岸には樹木繁茂し、千年の枯木を存す。白砂碧淵幽邃閑雅なるは、避暑の好適地なり。然れども、宋だ人の知る所とならざるは、惜むべき哉。

李元鎮

千疊滄屏梯紫雲

白虹髮飲碧流澄

大鵬何日同風起

一舉扶搖九萬里

此天池淵と其下流海に會するの間に於て、大鵬を産す。大なるものは三斤に餘ると云ふ。南韓第一の仙境の世に知られざるを惜む。諸賢一遊の閑を吝む。勿んば好し。

雷川は、西歸浦東端に於て瀑布となる。懸崖三十尺を下らず。漢羅山の南角三梅陽岳に發す。水源に潭あり。鰻を産す。流域に水田多し。蓋し水田の多きは此附近を以て木島第一となす。水流盡くる所は數十尺の斷崖の上にして、之より直下急轉して、大瀑布となる。然れども、其景其致は天池淵の勝に及ばざること遠し。古は之を正方淵と呼びしが、今は天帝淵と稱す。

金壽覽

雷動飛泉海作淵

悅然光景滑無邊

更看壁上千蓮白

聞簾銀河落九天

李元鎮

絕壁懸崖捲彩霞

忽看飛瀑掛天涯

銀河直海滄波外

欲放仙禽入月樞

鰐嶼ノ分布及產物

本島所屬の島嶼に付て、古は楸子島をも含めたり、凡そ地界屬島を論ずるに二方面あり、曰く政事上の區畫及地理上の分布是なり、楸子島を以て、本島の所管となしたるは、前者に據りたるものゝ如し、楸子島は楸子烈島より成るものにして、土地構成の模様、及列島配置の狀態は、全く本島と同じからず、故に地質上及び地理上よりして、全く區別せり、今亦後者に依りて暫く之を措く

一牛島、演坪里と稱す、週回約四里にして七部落に分割す、本島の最東端に位して灯竿の設けあり、光達六裡なり、牛島は海產物を以て名あり、全島產額の約三割を出せり、其主なるものは鰯、天草、石花菜、勝布、鰻、海鼠等なり

一金路島、又の名を組島と云ふ、島の上部長平坦なるを以て、日本人

漁夫等の云ひ習はしたる名稱なり、又美里の沖、二湊に在り、鮮人二戸あり、此沿岸に鮑、其他牛島沿岸と等しき産物あれども饒ならず、巡回

一 湊

島

一森島、市木里の沖四分の三湊に在り、以前は多くの立樹ありしも、伐

材して今は殆んど禿島となれり、島名は實に其立木ありしより起る、

多少の雜木と苦竹猶存す、周回約一湊

寶島蚊島

一蚊島及寶島、西歸浦の前に在り、蚊島は沖合一湊弱にして、寶島は干

潮時には陸に續く、鮮人戸二あり、巡回は俱に一湊弱なり

虎島

一虎島、法連里の沖一湊に在り、周回一里弱以上の四島は、四圍絶壁、刀

を以て削れる如く、攀登すること難し、僅に一端に足場を造りて、昇降

の便にす、産物は鮑、海蔘なり、云ふに足らず

兄弟島

一兄弟島、又は鼠島と云ふ、沙溪里の西方、山坊山下に在り、二個の岩礁

より成る、奇形石なり、鼠族多きを以て鼠島の名あり、島と云ふよりは

峯乃岩礁と名くるの適當なるを信ず、巡回約一百間なり

加波島

一加波島、琴瑟里浦崎即ちロニーブルツフ岬の約二湊強の沖合に横

はる、福平の島を望まん之加波島なり、巡回約一里有十町、全島悉く土

嶺にして、點顯せる岩石なし、鮮人九十三戸、日本人一戸あり、此れは漁

業者吉村忠兵衛氏潜水器船の根據地にして、島の東北部にあり、該島

附近は、暗礁多くして容易に近くべからず、明治二十八年南洋丸の沈没するあり、次て全四十三年八月廿日、英國東洋艦隊の旗艦、ベック・オルド號裝甲巡洋艦、九千五百餘噸の擱座するあり、此他帆船等の遭難するもの亦少からず、此を以て、航海者の特に注意を要する地點なり、産物は、米、麥、粟其他の農作物、海草類、鰐、鰺等亦少からず

一座摩羅島、加波島の南沖五哩に在り、鮮人八戸あり、該島附近は、潮流急激なるを以て、交通の便に乏しく、往來の客なし、産物は住民の食用に供する麥粟あり、又海産物等他島に類す、然れども其額甚だ多からず、射利に汲々たる商估と雖ども、亦往來することなし

諸君試に、加波島の南端に立て、南溟を望むに、渺乎たる雷波を隔て、遙かに磊々たる岩礁の峙立するを見ん、之れ摩羅島なり、退回廿五町に過ぎず、此間の潮流は、滔々として大河の如く、白波奔流して、煙波を捲き、飛沫霧の如くに揚て、將に虹霓を見んとす、其激澁應に大瀑布に比すべし、潮流の速度は、八哩乃至十哩と稱す、海底深淺一ならず、時に暗礁点在するを以てなり、故に海國にも此間の航行を禁じたり、蓋し此莊景は、滿干潮の最中に於て見るべし、見る人必ず身毛悚立、肌膚粟を生せんか、該島は天險を以て人界と離隔すと云ふも、不可なし、専心研學の士、發明工夫を要する人の、宜しく卜居すべき所なり

一竹嶋、本嶋の最西端に位する無人嶋なり、多少の粟麥を産す、本嶋隨一の錨地なり、廻回十四町餘、秋期鱈漁業船の碇泊多し

一飛揚嶋、秋才里の沖一湫強に在り、之亦錨地の隨一なり、往時漢羅山噴火の際に飛來したるを以て、飛し揚げられたる嶋なりとの意にて、此名ありと傳ふ、鮮人、二十二戸あり、鱈漁業船の根據地たり、秋九月來て十二月に去る

週回約三十町餘にして、圓形なり、嶋の北部に小灣をなして、小舟の碇泊に便なり

該嶋に就ては、地質學上特記すべきものあり、日本内地に類例なき火山形狀之なり、其三方は屏風を立てたる如き山にして、一方に開けたる溪谷あり、現在人家建造の場所、此溪谷は、往古噴火の時に當り熔岩の爲めに破壊せられて、熔岩此所より流出したる奇跡なりとす、此種の火山を馬鞍形火山と云ふ、今佛國オーグエルス地方に在る死火山中に、多く發見せらる、本嶋内に於て、此種の火山を求むるに頗る多し、終遠里に在る大朝岳、臥山里に在る成佛岳、松堂里に在る箕岳等枚舉に遑あらず、溶岩流の傾斜は五度乃至十度に過ぎず

飛揚嶋の溶岩流の如きは、海底遠く北に向て、一湫餘を走れり、此附近砂礫堆集して、船舶の航行を害す、但し大漲潮時には、二百噸未満の汽船は

其上を起ゆるを得べし、鵜内に牧場あり、牛馬併て一百二十餘頭、成績雅良なり、陸産は粟、粟、大小豆、甘藷、甘藷等にして、海産は海藻及魚類なり、他諸島に殊ならず

名 勝

本島内の勝景は、將に屈指に迫あらざらんとす、然れども、交通の便を欠けるを以て、騷人墨客の杖を曳くこと稀なれば、不幸にして世に知られず、濟州の勝を云ふものなし、予其勝景の不遇を痛むこと久し、是故に、特に其勝景を序して、未知の君子に報せんとす、然れども、其世に知られざるは、返て勝景の本意にして、予が不幸なりとして、憐れむ所は、還て彼の爲め幸にして、俗人痴士の爲めに、造化の小兒が天巧の美觀をも、一朝に汚穢せらるゝを嘆するに非らざるを知らんや、若し其れ有意にして、其景勝に仇するに非ずんば、神仙其是を恕せんか

漢翠山の奇峰、本島の中央に聳出して、高さ六、五、五八呎、雲霧常に出沒して、奇峯其間に隠顯す、絶頂は巖壁削立して中央廻て、凹く、池沼を爲す、之を白鹿潭と名く、澄明の水湛ゆ、面積約一百頃なり、怪禽傳ひ云ふ、水中に怪物あり、往年一莊夫水中に遊泳して、直に一鰐を噛取られたりと、或は云ふ、巨大なる山椒魚なるべしと、或は云ふ、龍ありて、瞬息す雨を降るに驗あり、又龍の昇天するを見ると、予案するに、山椒魚説當れるが如し

致は両栖類中の有尾類に属する動物にして、水中に棲めり形状蜥蜴に似て二對の肢を有す、長さ六尺以上に達す、幼時は頸側に鰓あれども、生長するに及んでは、鰓鰓を以て呼吸するが故に、鰓は退却して、痕跡を止めざるに至るなり、溪水中に産す、又大山椒魚あり、箱根山等に發見せらる、墨色にして、四肢に爪を生ず、之を或は鯢魚とも云ふ、一説に、蛇龍なるべしと云ふ、蛇又は龍に作る、本朝に云く、蛇は江湖の中に棲ひ形狀守宮又は鱗鱗の輩に似たり、長さ一二丈にして、背尾俱に鱗甲あり、能く氣を吐て雲雨を成す、是龍の類なりと、何れが其異なるを知らず、敢て世の識者に待つ

近來各地に於て、盛に賞美せらるゝ、眞柏の盆栽は、此山の、八九合の所より採取せらる、又樅黄楊等の珍木多し、本年の如きは、採取者甚だ夥かりしを以て、警察署に於ては、其採集を禁じたり、然れども自家賞玩の爲に一、二株の採掘は、妨げざるなり

絶巔に登るに、二道あり、一は濟州城内よりし、一は西歸浦よりす、城内より登る時は、七里にして、達すべく、西歸浦よりは、五里にして到るべし、道險峻にして、容易に攀登すべからず、若し試んと欲せば、四、五日間の料食を貯へ、露餐の用意をなすべし、其期節は、五月より十一月初旬までとす、先其路を云はん、城内より三里の間は、高地闊と稱すべき高原にして、小丘あり、畑地あり、歩々高きに就くを以て、後顧すれば、眼界廣く、氣莊快な

り、山麓を雪花洞と云ふ、遙かに奇峯を望めば、怪巖重疊として、將に墜落せんとするが如く、深溪幽谷闊焉として、水聲鳥語をも聞かず、一轉歩はより仙境に入る、路未だ險ならず、約二十町にして、鮮人二戸（雪花洞の内）を左方に見るべし、應に小憩の後、攀躋を事とせん、是より約十五町は雜木林にして、未だ高嶺の狀を語るに足らず、漸くにして森林帯に入る、檜椎等を主として、密林甚鬱暗し、已に下界と同じからず、足下濕潤にして、千年の苔滑かなり、腰を迷り、溪に下り、峻程二里にして、森林帯茲に盡たり、此所七合目なり、此より上部は、溪谷の間に檜樹あるも、他は灌木少々のみ、尺に滿ざる、篋篋帯を成せり、巨岩の間に、洄洑せる水を指して、咽を潤し、前程を仰げば、奇峯吾を招くに似たり、應に親知らず子知らずとも名くべき、險路羊腸、一曲九曲、絶壁鼻を摩し、足下に雲を蹈んで、頂上に達す、四顧茫々として、丘陵小阜凡て平垣にして、其差異を知らず、將に王者の優も、之には如かずと思ふなるべし、是より白鹿潭に降り、又礦植物を採取して、後の研鑽の資に供せば、其益蓋し少々ならざるべし

西歸浦より登らば、二里半にして、藤田氏の植藪探培場（三號納屋）に達す、是より二里半にして、絶頂に到る、植藪探培場は皆森林帯の中に在り、路の險は兩者相似たり、五月初旬に登らば、無數の蹊躑は彩霞の如く、奇花珍木君が擇びに任し、十月下旬よりは、全山の紅葉、錦繡の如く、燦酒の客

を待らん三伏の苦熱を厭ふ者は、將に冬仕度して登るべし、百疊の岩屋は、苔の席を設て迎へんとす、日夕に營々として、小暇を得ざるの士も、時に杖を曳て山靈に接するは、亦可ならずや

靈室の千佛 漢羅山の西部八合の所に在り、是を漢羅の靈室と稱す、往昔茲に尊者菴と稱する梵刹あり、本願知名の靈場たり、曾て其洞内に於て石像活動して、僧の行道する如き狀を爲すことあるを見しと云ふ、故に誌に傳て、修行洞とも云へり、洞窟内に刻作したる佛像は、何れの時代に何人の手に成りしやを知らず、現今の如きは、唯靈區の名をのみ止て訪ふ人なしと雖ども、其靈異たるに於て、敢て殊なることなし

尊者菴は、其後西麓約九里、大部郡に移轉せらる、寺の東に清泉の湧出するあり、約百歩にして、伏流となご、案するに、今の上清光里の地ならんか、尊者菴には、知名の士の訪詣せしもの少からず、詩あり、説とせん

詣尊者菴

(移轉同也)

李慶億

尊者知名寺

荒涼半洞窟

千年古塔在

一室數椽餘

遊客經過少

僧僧禮法疎

秋雲望南極

崔慮己全除

全題

地听若龍野

天連赤崔崖

海山三島勝

風月九餘

眠心偏性

神清夢自錄

況吟仍信宿

賦句癖難除

又其風致の幽雅なるは實に是仙境中の仙境にして、岩石の奇に至ては、筆舌の及ぶ所に非ず、妙義山の奇亦及び難からんとす

三姓穴の松風、諸君今山底浦に船を築て、城内に入るに當り、通過する所の門は北門なり、是を後にして邑府に到る、而して一憩の後、先きに陸地に近く、隨て人家の點在するを認めざるに、返て鬱々蒼々たる老松林を看たるを思ひ起さん、而して之を問は、必ずや三姓穴と答ん

三姓穴とは何ぞや、今其老松の長風に、嘯くを聞け、昔し昔し、今より數千年を溯りし往古、本島に人類未だ足跡を印せざる時に、三人の神人ありて、地中より湧出す、自ら長を高氏、仲を良氏、季を夫氏と名けたり、結んで兄弟となる、此島の東方に神國あり、聖王出て之を統治す、今三氏の神人出て配匹なきを痛む、物皆對あり、伉儷なくんば、其餘衆何んぞ子孫に傳んやと、才貌優秀の宮女を拔て、之に七珍高寶を授け、三隻の船に載ひして、順風に隨ふ、三氏之を受て、皇恩に泣く、爾來幾星霜、茲に島氏の祖先となれり、島氏亦三氏の湧出したる穴を、聖跡として尊崇、今に變らず、此靈域、約八町四面なり、中央に三穴あり、碑を立て、之を傳ふ、三氏沮死して、又此所に葬る、三姓穴と銘したる碑は、崇禎後四年丙辰歲夏改鑿と刻せり、

予案するに、崇禎は清朝思宗の年號にして、其元年は我が後水尾天皇の、
寛永五年に當る（西暦一六二八年）平定は成辰なり、崇禎は十七年にして、
弘光と改元す、再辰は丙子の誤ならんか）又、三見弟理安所の碑あり、
見主之は同治十年辛未五月、則ち明治四年に建つる所なり

三姓穴は、南門を出て、約八町に在り、明治四十四年奉道を修め門を建て、
詣るに便にす、三個の穴の側に、三氏の唐あり、鮮戸一あり、拈花奠水の役
に從ふものならん、今哉之を公園となすの議あり、其舉や賀すべきなり
世流の激波に漂ふものは、勝地の頽廢を思はず、豊潛嘆に堪んや志士幸
に三氏を請へ

請三姓穴

秋月居士

和開木島有三姓
山來變轉向謙問

君臨幾歲得民情
古英雄跡只傳名

嘉樂泉

嘉樂泉の清流、濟州城外に在りて、大岩石の間より湧出す、古來城内には
飲料水なきを以て、皆是に由て住することを得たり、此清流を山底川と
云ふ、流るゝこと約一町餘にして、大なる池となりて、水澄澄たり、鮎魚此
に産す、流水通路の上に城壁を渡して、石橋となす、形「アーチ」に似たり、之
を虹橋と名く、明朝の嘉靖年間に築造する所なり、泉流の側に数株の柳
を植たり、然れども雜草芒々として、近くべからず、尙數年の後を待つべ

きか

由底は、到所に湧泉あり、今之を修築する時は、酷暑納涼の適地なり、鮮人は夏期茲に水浴するを好む、昔日牧使沐恩亭を建て、泉流の德を頌す亭は今尚有り、清朝嘉慶年間の建造に係るものなり

都近川の銀鮮都近今は東高内に作る、川の上流を無愁川と云ふ、其風景は山川の部に略述す、本島第一の大河にして、清流常に滔々たり、其海に合する所に東高内里あり、沿岸の風致亦拘すべし、試に路傍の樹下に腰打掛けて、中流を見よ、尺に餘る銀鮎は激湍として躍るを見るべし、鮮人之を網するに、一打數十尾を得ん、味ひ甚だ美なり、東高内は、城内の西門を出て、約一里有半にして到る、明月里、狭才里等を経て、大靜郡に至る大路に當れり、本島には各河共に橋梁なくして、徒渉す、此河亦た然り、石を並べて通路に使す、之を涉りて中流に至り、水の激する所、足の下にして、多數の鮎魚の游泳するを見ん、是皆三寸乃至五寸に過ぎざるも、如何に其多數なるかに驚くならん、此附近復鰻鱺の類少からず

牛島の親月、牛島は本島内有名の一區にして、濟州郡に属す、東に當て約十一里、陸路十里、海上二里に在り、其地勢たるや、南に七百尺の諸盧削立して海を涯り、北に向て傾斜し、約三十餘町にして盡き、東西凡そ十八町なり、其最高地に灯臺官舎あり、官舎の左右に連駢せる高地は延々として起伏あり、凹凸あり、龍の蟠かるが如く、中部の丘陵は突兀として虎

の踏れるが如し、才子して徘徊すれば、天眼を借すして、萬里目前に横り、白雲足下より出て、杳に乘るに似たり、何ぞ樂を嘗むるを事とせん、山來本島は觀月の勝地なり、仲秋の月最も優なり、晴空片雲なし、夕陽遠翳の中に没して、月先づ東海の端に上らんとす、巨巖巉岩に當て、吹雪の如くなるは、化して金山の崩るが如く、打寄せ來る巨細の波は、將に金龍の疑々たるに似たり、霜々たる波の音、濤々たる風聲は、宮娥の舞樂かと疑はしむ、一身已に桂下に在るの想ひあり、何ぞ更に鵲に乘らんや、我國人觀月の勝地を問はば、必ずや先づ指を麓拾山に屈せん、然り麓拾の月好し、然れども未だ宇宙の月を談るに足らず、搗摩の間に在る鏡臺山を前にし、猶額大の田の面に月影を賞するは、萬里の滄海を前後にして、春岳の波濤を左右にして、天籟を聞きつゝ、自他共に月中に入り、宇宙を月化じて、之を賞するの雄大なるには、若かざるなり、半島は唯仲秋に限るにあらず、四時に好し、太陽の出沒する光景亦絶雅なり、登月のみならんや、一度此莊法に接するの士は、予が言の孟浪ならざるを知らん

城山の奇石、我國紀元一千九百三十年、龜山天皇文應十一年、高麗元宗の十一年庚午の歲、金通精等城郭を今の城山に築く、濠を穿ち、磐を搆へて、反す、要害堅固、精兵剽悍にして、時、島主星主高仁等、征服すること能はず、之を朝に奏す、三年を経て、元宗順孝王、命を金方廣等に傳へ、元の兵

と俱に討て之を平定す。此時に當り元來だ天下を一定せず、一方に雄起し南宋を呑んとす。而して城砦を毀ち、濠を埋め、草賊をして再び據るべからざらしむ。是より稱して城山と云ふ。是より前き此所を鼠浦と稱せり。是併し乍ら灣形より起るか。又は山嶺の凹所に基くかを知らず。城山は牛島と相對して、相距ること一里有餘。三面は海にして、絶壁直立刀を以て削れるか如し。西に面したる一方に城山浦と稱する部落あり。里人多く和語を解す。甚だ巧なり。城山は太古噴火の跡にして、山嶺全部火坑なるが如し。其四周を連続する岩石は、東北に卑く西方に高し。海に面せる東南北の三面に齒立する奇石は、先鋭にして、鋸齒に似たり。故に邦人之を呼て鋸齒。又は鋸崎と稱す。航海者の好目標となれり。其山の奇形は遠く多山を歴して、第一に着目せしむ。之を西方より望むに、其巖石の怪異なる言筆の盡す所に非ず。誰か其の奇に驚かざらんや。其一端を舉れば、山の中腹に石柱、地を抜くこと五丈餘。二個の巨岩を戴くは、將に法師の笠に似たり。青苔は衣の如く、纏へる。薛蘆は、正に袈裟なるべし。故に羅人村田新八氏之に名くるに、西行岩を以てす。今哉下山の姿なり。呼はゞ當に應へんとす。其他洞窟あり、足跡に似たるあり。屏風の如きあり。鼎に類するあり。蟠るは龍の如く、踞れるは虎の如く、走るものは馬の如く、臥せるものは牛の如し。怒れること獅の如きあり。又は大黒の如く笑へるあり。憂ふが如く、悲しむが如く、舞が如きもの。千態萬狀名狀すべか。

らざるなり

城山の奇亦獨り奇なること能はず、是を奇とする人ありて初めて奇なり、世に奇人ありて奇跡を知る、夫れ奇人に非ざれば、俱に奇を語るべからず、奇跡常に在れども、奇人恒になきなり、城山其の奇人を持つこと久し、奇人來て此奇を知る、奇は是より獨に奇ならん矣

天帝淵の飛瀑、西歸浦に在り、西歸浦は本島南沿岸の中央にして、濟州城内の直背に當れり、部落所在地は殆んど高地脚の盡くる所海面を抜くこと六十呎、乃至一百呎の斷崖を以て海に臨めり、天帝淵の瀑布は、海に瀕する西歸浦河口を溯ること、約七町の所に懸れり、高さ五十六尺、幅員四間餘、河水清澄にして、春の花秋の紅葉、其色流水に反映して、誠に山姫の錦を織るに似たり、兩側には卉草老木蒼々として神韻あり、其瀧壺を天帝淵と稱す、廣さ約五十坪餘、深き常に泓澄として、萬像を一水に含み、周圍の奇景は影を水中に倒にす、云ふべし是れ崖外の仙境と、然れども惜哉、土地邊陲に過ぎ、加ふるに通路の便を圓けるを以て、賊客も容易に遊ばず、好人到ること稀なり、徒らに神仙境視せられ、怪物の巢窟として、鮮人の爲めに畏敬せらる、淵中に潜龍あり、天爵に雨らんとする時に、密かに窺密するに、水中に浮を見ること往々あり、其丈遠見九尺(尺、修一尺七寸餘に當る)、許なりと、何種の類なるを知らず、大旱に此所に雨を降るに驗ありと云ふ

本島に四個の瀑布あり、無愁川の上流、西歸浦の東方天地洞中文里の瀑布、及び天帝淵なり、其莊觀幽雅は俱に耳を洗ふに足れりと雖ども、今噴天帝淵の瀑布を取るは、他の遠く及ばざる所なるを以てなり、本島に遊ぶの士、一度は必ず訪はざるべからず

由房山の眺望、山に大靜郡衙の南一里餘の海濱に在り、山の形たるや、鉢を伏せたるが如し、俚俗傳へ云ふ、昔日漢羅山の一峯が此所に飛來したるなりと、諸山磊々たる、岩石を以て成る、屹立約八百尺なり、海に面したる南方より登るべし、凡そ五町にして洞窟あり、古へ此洞内に菴して窟菴と稱す、清泉自ら湧出て涖々たり、夏時之に濯き手を洗ふに、其冷寒の度は、膚を切るが如し、幽寂にして清奥あり、應に雲佛の都する所、偉人ト宅するに適せり、南海の雷波は、青田に風の搖くに似て、加波島摩羅島は、指顧の間に迫り、翠瑟里浦岬の、遠く海中に突出したるは、巨人の巨腕を延べたるが如く、又淵の玉を採らんとするが如し、曙の日、月の夜、雨の朝、雪の夕、何れか其美を嗣へざらんや、詩人、畫工、文士、學者、率にして一遊せば、其技必ず神を加へんか

本島の勝地、嘆之に盡きたるに非ず、今其優なるものを舉げて、其他を略せり、古十景を云ふ、今九景を舒せり、其一を欠くは、謙に益するの意のみ、看客を之を諒せよ

古 趾

世間何物か能く變易せざらんや、本島古跡の如きは、累々として、到る所に發見す、鐵壁石城も當時に在ては、萬代不易の觀を呈せしが、時間の代謝は徒らに遷異を事として、數百年後の今日に於ては、堅きものは僅かに其殘骸を止め、然らざるものは名のみ存するすら稀なり、其跡を見、其名を聞き、思索して當時を辿る時は、蹶腸の感なき能はず、今其一二を抄録せん

濟州城、誌に曰、石築周回五千四百八十九尺、高さ十一尺、此尺は韓尺にして、我一尺七寸強に當る、以下尺を云ふもの皆同じなり、城中に水なし、嘉樂泉城外に在るを以て、別に重て城を築く、城中の人之を汲取り用ゆ、嘉靖四十四年乙丑年、紀元二千二百二十五年、正親町天皇永祿八年、新屹牧使の時に、東城を築く、嘉樂泉は今東城内に在り、又東西南の三門と、南北に水路の門あり、所謂紅橋乎、三門築垣、二十七の築垣、四百四本の大材あり、三姓所居の地なりと、案するに、三兄弟の末孫は、此時已に庶人となれり

經義城、誌に曰く、太宗の十六年丙申歲、李朝の太宗恭定王の時にして、明の成宗の永樂十四年、則ち紀元二千七十六年、接撫使、吳溫之を用て、漢

聖山の南に幅員二百餘里の地を開拓せしめ、東を旌義西を大靜と爲し、俱に縣監を設置す。城壁は石を以て築き、週回二千九百八十六尺にして、高さ十三尺なり。

大靜城、建置は旌義に同じ。誌に曰く、石築周圍四千八百九十尺、高さ十七尺四寸なり。

記に曰く、金羅一道の中に於て、土地の廣き、人物の夥きこと、濟州は其半に居れり。此れ乃ち耽羅國なり。漢黎は其中央に雄據して、州は山の北にあり。山の東西皆九十里。我九里あり。南は則ち又遠きを加ふを以て、民の去來するものは、必ず徑に信宿し、官廳の檄文、亦た連日の後にして至る。且つ一官衙の耳目を以て、徧く閭閻の弊を察するは、斯れ能くし難し。是故に吳公渇氏來て濟州を接撫するに及んで、三分して西に大靜を置き、東に旌義を設けて邑と爲す。各極地無人の境に在り。旌義は山を南に距ること略に八九十里なり。接撫使、鄭相國、巡視して、晉合に至て曰く、宜しく此所に縣を立つべしと。太守宋公璵、是を小民に詢す。民皆悅從せり。是を上に轉聞したるを以て、兵部之移檄に因り、三邑の民を役す。乃ち牧判官に命じ、崔公致廉之を監督す。崔公厚酬を度り高低を揣き、徒庸の量を計へ、嚴以て令を施き、勤以て事に規る。家屋を峻高にし三門を造る。其城基、二五二〇尺、高きこと一三尺なり。癸卯、永樂二十一年、紀元二千八十三年、正月九日に始めて十三日に訖る。功甚だ神なり。鄭相國來て厥威を見

る子崔公乎亦從行す、洛成の際、余に命じて曰く、其始末を記して後來に垂れよ、云々

大靜城の事は、誌に曰く、河清記に戊戌、李太宗恭定王の十八年、我紀元二千七十八年、夏五月、事を以て、荷縣に來る、縣宰俞君信、置酒して以て之を慰めて曰く、子は縣を設けたる所由を知れるか、今仁率府尹、吳公諱是島を接撫するに及んで、乃ち山陽の道途、遐かにして、鞭寇の便なく、土俗は幾か革るも、事未だ盡きず、國器蓄積すべきに似て多きを加へず、是故に宜しく諸縣に令して監守を置くべきを念ひ、其事を以て朝に聞す、上深く之を然とし、即ち符を分て命ず、余の始めて至るや、荆棘を披き、村廬に寓すること數月にして、吳相今の接撫、益城に召さる、李公曠觀至る、驛に曰く、城郭は固からざるべからず、云々、是に於て一、二の父老と、斯原頭を巡閱して、上地をトす、民の莊丁は子來して功に赴く、不月にして城成る、然れども、草創の當時、俱むらくは經營の精密ならざることをと、其言を聞き已て、將を擧げて、城地を四顧するに、固に官府輝き、民官色あり、吏禮容あり、嗚呼、唐化の速かなる斯の如し、曠昔の草廬は、今日の閭閻たり、右の頑愚なる、今禮容あり、夫れ高麗の季政は、治御方無し、誅求厭はず、甲寅（高麗恭愍王三年、我紀元二千十四年）の變を致せり、兵戈海を覆へ、肝腦地に塗る、之を言ふも尙懼めり、云々

大靜旌義の城趾は、今の郡衙となれり、森々たる老木、綿々たる葛壁、崩壊したる殘壁は、夕陽の紅なるに向て、只其囁音を忍ぶのみ、又是膏血の跡なるを思へば、誰か感慨なきことを得んや

朝天城、朝天に在り、石築周圍四百二十八尺七寸、高さ九尺一寸、東方に一門あるのみ、是即ち防護所にして、水戰所の一なり、城中に朝天館、屠廐、軍器庫あり、又東城の上に双碧樓、懸北亭あり、詩文記事傳ふるもの少からず

御史趙誠立の詩に曰く

路入瀛洋雨腋輕

冷然笙笛引三清

回首劫灰飛已盡

碧桃花下防安生

李元鎮の詩に曰く

回首蓬萊跡已陳

今來圓嶠又尋真

玉人自解占南極

鐵母誰知懸北辰

天外潮聲回日域

樓邊星彩動天津

何當鳧兔蹏飛去

九尺龍場賀萬春

涯月城、涯月里にあり、石築五百四十九尺、高八尺、南西二門あり、中に防護所、水戰所あり、城中に軍器庫あり、客舎あり、戰船一隻、軍士百十八騎、砲手二十八名を備へたり、清泉城内に湧出す

明月城、明月里に在り、防護所、水戦所あり、石築三千二十尺、高八尺、東南西の三門あり、湧泉川の如し、正徳五庚午年、紀元二千百七十年、敎使張公倭船、飛揚島に追近するを以て、此所に築き、城將を置き、之を防がしむ、戰船一隻、一百三騎を置き、李元鎮、明月城の時に曰く

暮、投、孤、館、駐、旅、行、

古、戎、蒼、茫、枳、棘、平、

都、統、餘、威、風、捲、海、

侍、郎、遺、蹟、月、臨、城、

天、低、碣、石、陰、霏、合、

地、壓、扶、桑、薺、旭、生、

八、詠、隱、候、今、不、見、

碧、紗、籠、下、淚、沾、纒、

別防城、別防里に在り、石場二千三百九十尺を回り、高七尺、東西南に門を構ゆ、防護所としては、城北に待機處、軍器庫あり、正徳五年、敎使張公倭船半島に追近するを以て、金寧里の防護所を、此所に移したるより、別防の名を得たり、李元鎮亦詩あり曰く

城、壓、巖、頭、上、

樓、浮、蜃、氣、中、

三、山、身、已、到、

四、海、眼、仍、空、

碣、石、猶、堪、望、

扶、桑、直、欲、窮、

何、時、搏、九、萬、

正、侍、負、鵬、風、

采北浦に、水戦所あり、戰船を中部及左右に分て、各一隻を備ふ、兵士一百八十名、砲手八十七名を常備す

魚登浦水戦所は、今の杏源里にあり、戰船一隻、兵士一百四名、砲手二十三

名あり、古へ別防の北城外にありしを此所に移したるものなり

朶北に船將三名を置き、朝天魚登二浦を併せて左舳と唱ひ、涯月明月は右舳に屬す、船將各一人あり、艇入里、金率里、伐浪浦、朝貢浦の、四水戰所を廢す

首山城、水山里に在り、石築一千一百六十四尺、高十六尺、左右に門を開く、李元鎮詩あり

古城々上駐征驂

客裏光陰接校衣

渡海已傷迷北望

隔山那思向西歸

霞開日道扶桑近

霜滿天津折木稀

却憶塔羅初放牧

獨摩濃飯一長啼

西歸峽、周圍八百二十五尺五寸、高十二尺、西歸浦に在り、旌義城と已上の二城とに、城將各一人を設く

闊雲浦に水戰所在り、射兵併て八十五名、戰船一隻あり、今の新山里是なり、古へ吾照里に置きしを茲に更む、西歸浦水戰所は、閑兵都て一百五名、戰船一隻あり、船將閑所に各一人有り

東海城、今の順昌里に在り、周圍五百尺、高八尺なり

遷歸城、遷歸浦に在り、石築二千四百六十六尺、高二十二尺、已上兩城に將各一人あり、李元鎮詩を賦して曰

雨、後、瀛、州、氣、像、新、
北、望、大、陸、三、分、水、
田、父、築、垣、防、馬、吃、
即、今、竹、島、風、波、少、

獨、登、城、上、岸、編、巾、
西、望、中、原、一、點、塵、
野、翁、持、酒、酌、蛇、神、
無、事、將、軍、醉、錦、茵、

已上の二城は、亦防護所たり

草懸浦、客浦、友浦は水戦所として名あり

水戦所の設備は、各所共に相同じくして、唯兵に多少あるのみ、船形は屋形船に類せるに似たり、今考ふべからず

竹島は古戦場なり、誌に曰く、太宗の六年（後小松天皇の應永十三年）七月倭賊來侵す、旌義より戰艦を列て至る、安撫使李元恒、判官陳道等、兵船を領して往て之を撃つ、賊則ち退く、倭艘の來寇を按するに、獨り此舉のみに非ず、高麗の忠惠王後二年（我元弘年間）旌義に寇す、翌年七百餘艘を以て來寇す、忠定王三年（我正平六年）賁目に、恭愍王の元年（我正平七年）反浦に、八年太村に、辛禰二年（我天授二年）大舉來寇す、其後太宗の元年（我應永八年）郭支に、四年高内及、明月に、六年竹島に、八年朝貢川に、十八年牛島、友浦、遮歸等の地を犯す、又文宗の元年（我德宣三年）即ち紀元二千百十一年）入寇す、安撫使李鳴謙、之を撃つ、前後八寇、一も志を得るものなし、磔島石壁、海中に錯列す、真に天爲之險あり、賊船泊する能はざる所以なり云々

是に於てか、予暗然として嘆じて曰く、古は天險を以ての故に州民泰く、今は天險を以ての故に州民窮す。過福は藁ふ繩の如し、焉んぞ定れる窮達あらんや。

首山、今は水山に作る西南に平地あり、高麗の忠烈王之三年に、元の塔羅花赤達魯花赤に作る。來て、此所に於て、牛馬駝驢羊の牧場を開く、是れ本島放牧の始なり、我紀元一千九百三十七年後宇多の朝にして、建治三年に當れり。

三姓穴、重復たるの處ありと雖ども、今高麗史記を引んとす、記に曰く、初め人無し、三神人地より湧出す、今山の北麓に鎮す、(穴アミ島チ毛 明穴ト云フ)是其地なり、長を長乙那、次を高乙那、季を夫乙那と云ふ、三人遊獵荒僻皮を衣とし、肉を食とす、一日紫泥を以て木函を封じ、流れて東海の濱に至るを見る、就て之を見るに、内に石函あり、一人の紅帶紫衣の使者有て隨ひ來る、函を開くに青露衣を着たる女三人と、駒犢と、五穀の種とあり、乃ち曰く、我は是日本之使なり、吾王此三女を生む、而して曰く、西海の中岳に神子三人を降して、將に國を開んとす、而れども配匹なし、是に於てか、臣に三女に侍して來り、宜しく配を作し、以て大業を成すべきを命ずと、忽ち雲に乗て去る、三人皆齒を以て分て之を要る、土肥甘泉の處に就て、射矢卜地す、長乙那の據る所を一徒と云ひ、高夫岡乙那の據る所を二徒三徒と云ふ、

是に於て徒の名始る、五穀を播き、且つ駒犢を牧す、日に宮廬に就く、十五代の孫高厚、高情及季の三人、舟を造て海を渡り、耽津に泊す、蓋し新羅の盛時なり、時に客星南方に見ゆ、太史奏して曰く、異國之人來朝の儀なりと、厚果して至る、王之を嘉す、厚を稱して星主と云ふ、其像を勤ずを以てなり、愛すること己子の如し、情を稱して王子と云ひ、又其季を號して徒内と云ふ、邑號を取羅と賜ふ其事たるや、耽津に泊して、新羅に朝するを以てなり、各寶蓋衣帶を賜うて、之を遣る、此より子孫蕃昌して、新羅に敬事す

百濟に於て、高を星主となし、良を王子と爲し、夫を徒内と爲す、後百濟に服事す、星主王子の號を除て、改めて佐平と爲す、使者を恩率と爲す、新羅百濟亡ぶるに及んで、耽羅國主、太子末老を遣して高麗に朝す、太祖仍て星主王子の傳を賜ふ、太祖の元年は我朝延喜十八年也、治世十一年云々、三姓穴を記すること、三度に及で、厭はざるは、木島鼻祖の舊地なるが故に、其精密なるを欲するの餘のみ、他あるに非ざる也

七星洞、城内の一字として知らるれども、名の因て起る所を識る人少し、誌に曰く、七星關、石築の遺趾あり、三姓神出で、三徒を分占するは、北斗の形、始に倣て之を分割す、各七星關に因る也と、七星は北斗の七星を取るなり

瑞山誌に曰く、高麗穆宗五年、紀元一千六百六十三年、即ち一條天皇長徳

五年六月、此山海中より湧出す、山に四孔を開く、赤水湧出すること五日にして、其水盡きたり、而して皆瓦石となる、大學士田撰之を遣して、往て之を觀せしむ、人の言を聞くに、山の始めて出るや、雲霧晦冥、地の動くこと雷電の如し、凡そ七日夜にして、始めて開霽す、山の高め百餘丈、周圍四十餘里なるべし、草木なく、烟氣其上を暴ふ、之を望むに琉璃の如し、人々恐怖して、敢て近かず、田氏躬ら山下に至り、其形を觀して進む、云々予想よに順昌里の西方海岸に屹立する禿山を云ふならんか、而して赤水湧出すとは、熔岩流を認しならん

烽燧、古へ本島沿岸各地の、通見し安き、山嶺、丘陵、に火を舉げて、外國船の來航を徧知せしむ、則ち直ちに全島内にて、之を知るを得るの方なり、則ち甲地に入船したりとせば、其最近の烽燧にて、左右の乙地の烽燧所に、知らしめんが爲めに、舉烽するなり、如斯して丙丁と、順次に火を以て相警知す、其烽燧所配置は別圖に示すが如し

各烽燧所に、監官一人と、望漢とあり、則ち望漢は、船舶來航を監視するものなり

弘化閣、己下閣、樓亭と稱するは、皆建造物を云ふなり、弘化閣は、濟州城内に在り、李朝世宗莊憲王の十六年、紀元二千九十四年、甲寅八月七日、前工曹參判益陽、崔公海山命を受けて、安撫使兼判收事と爲り、濟州に知たり、翌年此閣を作る、而して曰く、余の閣を建るや、玩愒の爲めに非ざるなり、

又遊觀の爲めにも非ざるなり、則ち郡化の民に及ぶ、其弘きこと之を古の周公の化の如くなるを以て、是に名くと

瀬州館、北城内に在り、即ち客舎大廳なり

觀德亭、弘化閣の南に在り、正統十三戊辰年、紀元二千一百八十八年、牧使辛淑晴の建造する所なり、其後三十八年を経て、成化十六年、庚子歲、牧使梁璫是を修理す、題額に曰く、濟州は遐方に在りと雖ども、特に郡化を被り、以て教へ以て治る、文事武備悉く具はらざるなし、安撫使營の南に、射廳一區在り、乃ち士卒を訓練するの地なり、舊は屋宇少ければ、寒暑共に庇ふ所なし、人皆之を憾みとす、今安撫使辛侯、政に莅むの明年戊辰、事修り歳和す、適ち遊手を募り、財、陶瓦を鳩め、石を築き、地を爲り、以て、新亭を其上に起す、之を觀德亭と名くと、云々又記に曰く、蓋し州は海中に在り、地の廣さ幾んど五百里、居民八九千戸、牧馬數萬餘匹、其れ物産の饒なるは、他の郡州に倍す、又日本氏と相隣る、之を防禦するの策は、實に煩且つ劇なりと云々、余案するに、觀德の言は、論語に、君子爭ふ所なし、必ずや射か、揖讓して、下を升して、飲ましむ、其爭や君子なりとあり、同亭は、武藝演習場たるを以て、射者の行爲の君子然たる所を稱して、然く名けしならん、本島外寇に、苦しむや久し、故に當時に在ては、武備の嚴なる敢て苟もせず、州民皆射藝に熱す、一朝倭寇到らば、三色の衆を擧て、常山の勢を作し、

水陸歩騎各死力を出して、争て賊首を誅り、以て父母妻孥をん安せんと、意氣込みたりしは、決して虚辭ならざりしならん

建魯花赤府、安撫使營州城北の上に、古官府の遺地有り、疑らくは其地ならん、高麗忠烈王の時、元の塔羅赤牛馬の旗を載せ來て放牧し、已に蕃息す、是より後、元は塔羅花赤府及び總官府を設け、高仁朝を以て、總官と爲す、又軍民安撫使を設く、塔羅赤を以て、建魯花赤と稱し、又高仁朝を安撫使と爲す、高仁朝は我邦の、建治年間の人なり、甲午の歲、紀元一千九百五十二年、元に於て、脫離を高麗に隸屬せしむ、其翌年改めて以て、濟州となす、初め趙任を以て、都將招使となし、崔瑒を牧使となし、池南翼を判官となす、丁酉の歲、祭得公を以て、防禦使に、林叔を高戸都指揮使に任ず、庚子の歲、元の太后廢馬を放ち、仁祖の弟、秀佐を以て、星主となし、公濟を王子と爲すと云々

古義義、今の水山及古城附近の地名なり、元の牧子哈赤、高戸府を此地に設けたり、其後吳淅分三邑の時、に縣を置き、晨昏鐘角す、屢々風害ありて、五穀實らず、尙之、倭寇頻々たり、世宗の五年、紀元二千八十三年、即應永三十年、時の安撫使鄭幹、朝に建議して、縣を晉含に移す、自泰茲に於て、民政を知す、晉含は今の旌義郡廳所在地なり

本島に於て、古跡として、録すべきもの尙數十種を剩せり、繁を厭うて、閑に就く所以なり、然れども、猶一言すべきものあり、己に沿革に見へたる、

金通精と稱する豪賊なりとす。金は何國の産なるを知らず、姓名を以て見るときは、朝鮮人なりとも云ひ、或は支那人とも云ひ、或は日本人とも云ふ。本島の守備將卒の之が爲めに、苦しめられたること、枚舉に暇あらず。金通精の名は、本島の官民をして、震後し且つ懼伏せしめたり。七百年後の今日に於て、尙ほ之が名を唱へて祈禱し、惡魔を降伏せんとす。蓋し我鬼上官の名、能く鶴林八道を畏怖せしめ、孩兒も其名を聞て、暗止すと云ふに比すべし。金通精は、本島を略せんとして珍島に據り、三別抄の兵を領して來寇す。其上陸するや、破竹の勢を以て地を略し、城を築く。三別抄先づ、濟州の西南四里餘の所、龍川附近の地に築城す。之を後に古土城と稱せり。廻回五里に亙る高麗元宗の時、龜山天皇文應年間、即ち紀元一千九百二十五年前後、三別抄を防禦の爲め、順孝王は侍郎高汝林等を遣して、兵一千騎を授け、耽羅を守らしむ。其時に當り、本島沿岸に築城す。之を古長城と云ふ。同く十二年、又金方慶を遣して、三別抄を珍島に擊て之を破る。金通精其敗卒を收めて、密かに海を渡りて連襲し來り。貢日村に上陸して城を築く。貢日村は今の上下貴里ならん。之を紅波城と號す。金方慶等進攻して之を拔く。千戸尹那資等をして、民兵四百騎、官軍一千人を留めて、之を守らしめ、鎮に還る。通精退を涯川城に據る。此時に當り、官軍民兵如何ともすること能はず。遂に元に請うて、兵を併せ發て之を走

らす之より本島は元の政下に立つに至れり、惜哉正史に之を傳ふるものなし、好快兒の進退死生詳かならず、但神話的口碑の存するあるのみ、今日彼が築城の趾を見るに、決して一塊の草賊に非ざるべきを信ず、時政の類廢を慷慨する餘之が革新を期して、己が任となし、兵を擧げたるものなるやも知るべからず、古來此革新を企圖して成るものは王侯となり不幸にして敗るゝものは賊名を流せり、莊子が諸侯の門に仁義存すと嘲笑したるも、故なきに非ざるなり、周の武王は桀王なりと傳ふるも、其君を殘して是に代れり、若し武王不幸にして封の爲めに敗られ其志を得らざらしめば、豈復今日の盛名あらんや、財を竊ひものは敵首せられ國を奪ふものは王となる其盜に於て一なり何ぞ其名の甚しく隔るや、金通精本島を略して、未だ曾て民財を侵さず、其志し大に在ればなり、若し果して然らば、通精亦凡輩に非ず、予其志を莊として、其賊名を負ふを憐れむ、彼若し千載の後に之を知ることをあらば、夫れ敗するに足んか、然れども文獻以て徵するに足らず、輕しく斷すべからざるなり、本島の古跡は、上達の外、猶樸園軒亭倉庫等の記すべきもの數十個所を剩せり、所謂其倉庫とは武器兵糧を藏置する所にして、今之を詳にするも繁多くして益少し、要するに本島に於ては、外寇を防ぐに急にして、其準備は諸般の狀態に比し、頗る完全に近く、之が爲めに全力を傾注した

るの跡を、見るに足れりと云ふに止めん、其詳悉を欲するの子は、則ち耽羅誌を閲覽すべし

學校

古へ學校の制あり、儒學甚だ隆盛なり、濟州、大靜、及び旌義には、孔夫子の廟あり、之を大成殿と云ふ、建築規模莊大を極む、蓋し其崇拜最も怒ならざりしを知るに足る、學校復は郷校と云へり

濟州の郷校は、舊と嘉樂泉の西岸の上りに在りしが、萬曆壬午の歲、牧使金壽廷、之を城の東南に移せり

朝鮮の太祖、李成桂即位の元年、紀元二千五十二年、初て學校を建つ、世宗莊憲王の十七年、紀元二千九十五年、郷校を再築す、世宗惠莊王の十一年、(紀元二千百廿六年)、崔完山、李公義、鄭節、制使の命に由り、首めて文廟に謁し、其顔足を痛嘆す、慨然として之を新にせんと欲し、諸を判官に謀る、教授官の文紹、朝董等、奔走經營に従事す、使相亦公暇ある毎に、親臨して指揮す、不日にして成る、蓬萊、簞簞、几案、位板の器具悉く備る、州の父老子弟大に悦ぶ、皆是れ使相の賜なりとして、其功を謳ふ

嘉靖十三年、紀元二千百九十四年、天文三年、沈相公連、諱、本島に刺たり、同十五年、明倫堂を起す、自ら序に記して曰く、所謂明倫とは、彝倫を講明す

るなり、傳に曰く、三代の學は皆人倫を明にする所以なり、夫れ學を爲すの道は、是に越へず、然れども其本源は、孝悌に在るのみ、若し克く孝悌の實を修めざるときは、則ち此堂に登て、朝吟暮誦すと雖ども、益する所あらざるなりと、是より盛に學業起り、牧使沈演、李慶億等、之を獎勵す、西は明月里に月溪精舍を置き、東は金寧里に金寧精舍を建て、士人の學識あるものをして、之が師長たらしむ

旌義、大靜の邑内に、各一個の郷校を設け、俱に子弟を教育す

現今に於ては、濟州城内に、普通學校、農林學校、及び旌義城内に普通學校あり、是皆公立學校なりとす、其他、大部落には、必ず學塾ありて子弟を指導す、其郷學の如きは、即ち古の郷校にして、教授方法教科書等は、悉く我邦往時の、寺小屋式なりと雖ども、尙其無きに勝らんか、然れども淺學に心酔し、之を崇敬するの結果は、其言辭のみ、徒らに莊大にして、其行爲と、氷炭相容れざるが如きは、則ち其弊の及ぶ所深廣なるを、豈に察せざるべけんや

官 衛

明治四十三年八月二十九日、朝鮮皇帝は、國を擧て朝鮮の統治を依頼せり、日本政府は、之が廢類の後を受けて、朝鮮施善に力を盡し、賑窮防閑、皆其

所を得たり、次で十月一日官制の改革を行ひ、統監府を總督府に改む、時の陸軍大臣陸軍大將伯爵、寺内正毅、大命を奉じて之に當る本島の官衙中、財務署は郡廳に併合せられ、財務主事の職は、郡書記之を掌る

濟州郡には、濟州郡廳、區裁判所、警察署、郵便電信局あり、公所としては、濟州病院、學校組合、水産組合出張所、光州農工銀行支店、金融組合あり、濟州域内は本島の首府たるを以て、諸般の設備開然する所なし

統義郡には、統義郡廳、城山浦稅關、監視署、牛島燈臺、統義及び西歸浦に、各巡查駐在所あり、統義、西歸、城山の三ヶ所に、郵便所設立の議ありと雖ども、未だ發表するに到らず

大靜郡には、大靜郡廳、及び巡查駐在所あり、下幕瑟浦は、郵便所建置之豫定地なり

濟州郡には、巡查駐在所を、明治四十四年夏、金寧里に設け、同秋朝天、明月の兩所に増置す

警察署に於て主とする所は、保安衛生の二つにあり、此目的を達するに、確的なることを欲せば、駐在所を増置して、散在制度に由らざるべからず、警察署を雄塔然たらしめば、其期する所の効果、如何を知らず、葛城署長、茲に見る所ありて、巡查駐在所の増置を、決行したるは、大に吾人の喜を得たるものなり、然れども本島内に、僅かに五、六の駐在所ある如きは、誠に暗夜の星に等しきのみ、益々其増置を望む所以なり

併合後の濟州島

是より以下の數字は明治四十四年十月一日の現在にして、諸官署の調査及び著者自身實際に就て踏査したるものなれば、甚だ正確に近きを疑はざるなり

本島鮮人戸口數

郡名	戸數	男子	女子	人口計
旌義郡	七、六二九	一八、七八〇	一九、一八一	三七、九六一
大靜郡	六、二二五	一三、三九一	一三、七四〇	二七、一三一
濟州郡	二一、二二一	五一、八一四	五三、九三〇	一〇五、七四四

鮮人職業類別

種別	員數	種別	員數
官公吏	四八	工	六五二
商	八、四二二	日	一五、九七五
農	九、九六三	種	一三、五八八
漁	三七、八八五	無	八四、三〇四

備考

無職業中には、家族の子弟婦人にして、戸主の職業を助くるものも包含せらる
無賴の遊民のみには非ざるなり

幹	理	業
四	三	
四	三	無
計	一	四
五	四	三八〇
五	四	九

備考 家族の婦人小兒等は無職の内に包含す

通信機關

通信機關

濟州郵便電信局は、濟州城内に在り、又其補助機關として、大靜、靈義の郡廳所在地に、郵便所ありて、隔日に城内に往復す、即ち郵便物を、脚夫が運搬の爲め、甲の日に濟州郵便局を出發したりとせば、乙の日に同局に歸來す、斯の如くなるを以て、郡廳所在地の人民は、隔日に郵便物の接受を得べしと雖ども、其他の所住者は、毎月六回、郵便物の接受を得べし

郵便物の配達區域を、第一區乃至第三區に分つ、第一區は、市内外則ち局所在地にして、第二區は、市外中部、則ち郵便所所在地、第三區は、沿岸各地とす、沿岸各地は、明治四十三年夏までは、毎月三回の集配なりしが、現局長、是を六回に改正す、其六回とは如何

本島第三區郵便物集配に、東回りと稱するは、郵便局の東部沿岸より、配集するの云ひにして、西回りは、其西部沿岸より、始むるの云ひなり、其日取りは左の如し

東回り集配	六日	十六日	二十六日
西回り集配	一日	十一日	二十一日

大凡そ右の如く制定しあるも、全島を一人にて集配するが故に、小包郵便物等の容積重量大なるもの、東部に多きときは、西部に出発すべき日も東部より始むるを例とす。故に遅延する時は、十日以上を經過して尙は後便の來らざることを、敢て珍らしからず、特に地方人士が奇なりとすべき一事實あり、則ち電信が普通郵便物より、速着すること是なり。

今甲地より、本島沿岸西部の乙地に打電したりと假定せんに、其電信が別使配達にあらざる限りは、済州郵便局より、普通郵便配達夫に依て、配達せらるゝが故に、其脚夫が、東部より集配を始めたる時は、受信人の手に達する迄には、少くも七八日間を要す。若し降雨多きに際しては、十二三日を費すべし、其内に普通郵便物が、西回りに依りて配達せらるゝ時は、電信より早く、落手すべきを以てなり。

本島に着する郵便物は、釜山汽船會社若しくは本浦航運會社の汽船便によるなり。釜山より來航するも、三日を出でずして、若し本浦より來るもの二日にして到る。釜山汽船は、一ヶ月平均七回二分の一航運會社船は、同じく五回六分の五に過ぎざるなり、但し釜山汽船は、往復共に着船するが故に、十五回の割合なりとす。

金融機關

本島には、固定したる資金を据へ置き融通しつゝあるものなし、各商人

は、其必要に應じて送金せしめ、各其用に供す、其送金方法は、多く郵便爲替、電信爲替、銀行爲替に據る、金融機關には、第一に光州農工銀行、濟州島支店、濟州郵便電信局、地方金融組合あり、今之を詳述せん

光州農工銀行濟州島支店
(四十四年六月末現在)

(1) 金銀出納

入金	五三四、〇三八、八三五
出金	五三三、七八二、七九〇
計	一、一〇七、八二一、六二五

(2) 預金

	越	高	預	高	拂	高	現	在	高
當座預金	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇
小額預金	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇
別段預金	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇	三、〇五五、〇〇〇
計	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇	九、一七五、〇〇〇

(3) 現在預高

日本	一三、〇五五、〇〇〇	朝鮮	七、五三八、〇〇〇
----	------------	----	-----------

(4) 貸出高

	越	高	貸	高	返金	高	現在	高
年賦償還貸付		四、三三三、〇〇〇		四、〇〇〇、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇		四、三三三、〇〇〇	
定期償還貸付		五、八〇〇、〇〇〇		—	—		五、八〇〇、〇〇〇	
貸付		四、八〇〇、〇〇〇		三、三三三、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇		五、一三八、二〇〇	
計		四、三三三、〇〇〇		三、三三三、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇		六、一六六、二〇〇	

(5) 貸付金使用別

	年賦償還貸付	定期償還貸付	貸付	計
農業資金	四、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	二、五七三、〇〇〇	三、四、五七六、〇〇〇
工業資金	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	二、七二〇、〇〇〇
商業資金	—	—	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
計	四、五〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、三九三、〇〇〇	六、六、六六六、〇〇〇

(6) 爲替手形

	口	數	金	額
發送		一四三		二六、四〇二、三九〇
接受		二九七		八八、八九八、四八〇
計		四四〇		一一五、三〇〇、八七〇

(7) 代金取立手形

濟州城内	口數	金額
他計	一四九	二九七三五九六〇 一、〇〇〇〇〇〇 三〇、七三五九六〇

(8) 利子

預金利子	期間	最高利子	最低利子
一ヶ年	六ヶ月	七歩	六歩
六ヶ月	三ヶ月	六歩五厘	五歩五厘
當座日歩	小額日歩	六歩	五分
普通貸付日歩	年賦償還日歩	一錢三厘	一錢
爲替貸越日歩	爲替貸越日歩	一錢五厘	一錢三厘
普通民間貸借	爲替貸越日歩	六錢	四錢
爲替貸越日歩	爲替貸越日歩	一割二歩	一割
爲替貸越日歩	爲替貸越日歩	一割	八分
爲替貸越日歩	爲替貸越日歩	三割	一割八分

(9) 爲替取引地名

京城	龍山	仁川	釜山	元山	群山
木浦	大邱	草梁	金泉	平壤	奉邊
博川	鎮南浦	砂里院	海州	開城	公州

郵政局

忠州 春川 江景 全州 羅州 古阜
南原 光州 榮山浦 義橋浦

濟州郵便局 (四十二年度受拂高)

科別	口數	受入金高	科別	口數	拂出金高
資金受領高	三六、一〇〇、〇〇〇	通信管理局ニ納付高	臨時拂高	一、一五五	七、五八八、〇〇〇
通信管理局ヨリ資金受領高	四、五〇〇、〇〇〇	爲替拂渡高	外國爲替拂渡高	二六	七〇、〇〇〇
爲替振出高	四〇、一三四、〇〇〇	取立金拂渡高	取立金拂渡高	一一、四〇〇	三、六三三、〇〇〇
取立金受入高	四、八〇〇、〇〇〇	貯金拂渡高	貯金拂渡高	一、〇九九、七〇〇	一、三三〇、七〇〇
貯金・預高	三、八〇〇、〇〇〇	振替貯金拂渡高	振替貯金拂渡高	二八、六七五、七〇〇	二八、六七五、七〇〇
振替貯金受入高	三、二二四、二五〇	藏入金拂渡高	藏入金拂渡高		
藏入金受入高	二六、八三三、二五〇	臨時受入高	臨時受入高		
國庫金受入高	四九、九七〇	合計	合計		
臨時受入高	九、〇〇〇				
合計	二六、六四九、五〇〇				

備考 四十二年度取扱金高

受入高	六、五五三、三三三	拂渡高	六、五五三、三三三
-----	-----------	-----	-----------

切手貯金 三二二
證券貯金 二一〇
九、七〇〇
四、二〇〇

濟州金融組合

金融組合

基本金一萬圓を備付し組合員に對して、農業上に要する、小資金を融通する組織にして、農業金融上、重要な機關なり、其貸付金高は左の如し

濟州郡

八千三百三十三圓

旌義郡

二百五十圓

大靜郡

五百十圓

計

八千八百九十三圓

金融現像

本島に於ける金融は、以上の如くにして、正貨の輸入は、現在の流通高に對し、甚だ高率なるに拘はらず、正貨は常に欠乏して、資金融通上、民間に於ては、非常なる高率利子の貸借行はる、是に於てか、明治四十二年春、農工銀行濟州支店は、其椎奇なる現像に向て、鋭意探求の歩を進め、其原因を彷彿の間に認むることを得たり、其報告に曰く、正貨流出高は、固より正確なる數字の示すべき處に非ざるも、銀行、郵便局、諸商人、及び其他の手により、本島に流入する正貨は、少くも六萬圓乃至七萬圓以上なるべし、然らば本島に於ける、正貨の流通高は、激増すべき理なるも、事實之に反するは何ぞや、他に正貨流出の道なくんばあらずとなし、研究を重ねたる結果、漁船便毎に、貴重品の名の下に、正貨一千圓乃至一千五百圓宛輸出せらるゝことを發見す、今之を年額に算する時は、十六、七萬圓の

高値に上るべし、茲に於て、全支店は其救済策として、無手数料送金爲替の取扱を開始したり、而して其流出の幾分か防遏するを得たれども、未だ其根絶を見る能はず、是を以て又他に、其道あるべきを知らんとして、種々なる方面に調査を試むると雖ども、全く知ることを得ず、今日に於ける流出高は、年額五萬圓乃至六萬圓を降らず、其流出地の主たるところは、山池浦朝天浦に在るが如し

本島産物

明治四十二年以後、三ヶ年平均收穫高を示すものなり

麥	九九、六〇二、〇〇〇斤
粟	二五、九一、九〇〇斤
粉	六四五、〇〇〇斤
大豆	三七八、〇四〇斤
小豆	二九一、七五〇斤
蕎麥	五五、〇〇〇斤
甘藷	三七、四五〇斤
椎茸	一一、〇〇〇斤
棉花	八、三三三斤

五倍子	二、五〇〇斤	
麻苧	一〇八、〇〇〇斤	
楮皮	五、〇〇〇斤	
網巾	二、五〇〇個	
笠子	五、七〇〇個	
涼太	一〇二、〇〇〇個	
岩巾	六、〇〇〇個	
梳	五〇、〇〇〇個	
綿布	三、〇〇〇反	
麻布	一、八〇〇、	
漁具	四、〇〇〇、	
果實	三、五〇〇、	
柿澹	二二〇、	
蔬菜	三〇〇、	
牛皮	一	
馬皮	二、五〇〇枚	
牛骨	三〇〇枚	
牛	一五〇、〇〇〇斤	
	三、〇〇〇頭	

馬	三、五〇〇頭
豚	七五、〇〇〇頭
鶏	一〇〇、〇〇〇羽
鵝卵	五〇〇、〇〇〇個
鰯	二〇、〇〇〇斤
鱈鱈	二五、〇〇〇斤
干鮑	五〇、〇〇〇斤
鰺	二、〇〇〇斤
海蔘	五六、五〇〇斤
乾鰯	四、三〇〇、〇〇〇斤
樟柏	六〇五、〇〇〇斤
天草	六五〇、〇〇〇斤
覆	二五〇、〇〇〇斤
鹽	六五、二四八、八〇〇斤
鮑殼	二〇、〇〇〇斤

本島海産物に就ては、前途甚だ多忙にして、漁獲方法の改善施設及び全
國せらるべき事業夥多なり、只鰯漁船のみは、稍當を得たる所あるが如
し、其漁獲すべき魚類は、單に列記したるものゝみに止らず、鰯、鰺、鮑、鰯、茅

浮網、鰯、海家、鯨、鰻、方頭魚、金線魚、鯉、魚、眼張魚、鱈、鱈等百般の魚族は、沿岸到處に遊泳す。大靜郡大坪里松港に、原田助市氏が試用しつゝある立網の如きは、四時を通じて成績良好なり。更に大敷網を以て、鱈、鰻、鯉等を漁せんには、更に大なる利益を見るを得べしと雖も、未だ之を試みたる人なし。今日本内地より来る漁業者を見るに、鰻の一本釣に伊萬里組と稱する團體あり。山口縣阿武郡椿郷、藤山甚吉、白銀若松等、組頭となり十九隻の漁船を浮べて、冬期より夏期の初まで、本島沿岸に於て従業するのみ。鰻漁海草の如きは、本島土人の獨占にして、唯其漁獲採收したるものを、買集するに過ぎざるなり。

山來本島は、流刑地として、世に知られたること已に久し。然れども商業地としての法州島は、未だ之を知らず。蓋し刑餘の殘軀は、不毛の地に益爾たるを以て、其不貞は俱に齒すべからずとなし、且つ交通不便の故を以て、其實情を知悉すること能はざりしに基因せり。我同胞の、本島に移住を始めたは、日露戦争の後にして、其前の如きは少數云ふに足らず。而して其移住者の目的は、土地開發産業發展の爲めに非ずして、諸官署の需要に利せんと企てたるが如し。故に官衙所在地の、城内にのみ娼妓集せり。此際に産業上に着目して、島内深く深入したるものは、日韓物産會社支店、城山舖に開店し、築山惣氏下等娼舖に店を構へたるあるのみ。

濟州城内は、牧使の在任たりし所にして、全島の首府たり、尙之本土との交通上の便宜のみならず、建造物の設備、地理的關係より、統監府時代にも、都ての官署を此に置きたり予思ふに、人は有利の地に移住し、官署は人の聚集する所に、建設するを原則なりとせば、本島の諸機關は、遠からずして東部に、移轉せざるを得ざるに到るべきなり、試みに本島中央部に於て北より南に一線を畫し、其東西兩半部の産物を比較するときは七と三との如くなるべく、而して其地理に於ては、船舶の出入、陸地との交通は、遙かに西部の上に在るべし、夏期諸商人の猛烈なる運動は、常に東部に於てのみ行はるゝを見る、今若し通信機關を東部に設くるに至らば、城内居住の商人の大なるものは、皆東部に移轉するは火を見るが如く、ならんか、濟州城内は、商業上に關係なしと云ふも可なり、然るに商業上必須の通信機關は、此所のみに限らるゝと云ふに至ては、敎活を欠き、至大なる不便を感じつゝある商人諸君に對しては、同情禁する能はざるものあるなり

茲に明治四十二年以後に輸出したる産物の比較を見んとす

品名	四十二年		四十三年		四十四年十月末日	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格
乾鰯	14,300,000	三六,000	15,500,000	三六,000	16,000	一六,000
輪柏	14,000,000	一八,100	15,000,000	一九,000	15,000	一九,000
干鮑	2,000,000	四,000	2,000,000	四,000	2,000	四,000

日用品時價

日用品時價 (四十四年七月半)

品名	數量	單位	價	額
上白米	一斗	斗	二〇〇	二〇〇
中白米	一斗	斗	一〇〇	一〇〇
下白米	一斗	斗	九〇	九〇
大麥	一斗	斗	五〇	五〇
小麥	一斗	斗	四〇	四〇
大豆	一斗	斗	五〇	五〇
小豆	一斗	斗	五〇	五〇
品名	數量	單位	價	額
食鹽	一斗	斗	二〇	二〇
味噌	一斗	斗	一〇	一〇
香油	一斗	斗	四〇	四〇
石糖	一斗	斗	一〇	一〇
砂	一斗	斗	一〇	一〇
雞卵	一斗	斗	一〇	一〇
明太	一斗	斗	一〇	一〇
品名	數量	單位	價	額
食鹽	一斗	斗	二〇	二〇
味噌	一斗	斗	一〇	一〇
香油	一斗	斗	四〇	四〇
石糖	一斗	斗	一〇	一〇
砂	一斗	斗	一〇	一〇
雞卵	一斗	斗	一〇	一〇
明太	一斗	斗	一〇	一〇

品名	數量	單位	價	額
三陽里	一斗	斗	一六〇	一六〇
金峯里	一斗	斗	一六〇	一六〇
細花里	一斗	斗	五六十	五六十
明月里	一斗	斗	一六〇	一六〇
涯月里	一斗	斗	五六十	五六十
頭里	一斗	斗	二七〇	二七〇
統義里	一斗	斗	一六〇	一六〇
孝義里	一斗	斗	三八〇	三八〇
永山	一斗	斗	五六十	五六十
西里	一斗	斗	二七〇	二七〇
大靜里	一斗	斗	一六〇	一六〇
倉川里	一斗	斗	二七〇	二七〇
品名	數量	單位	價	額
三陽里	一斗	斗	一六〇	一六〇
金峯里	一斗	斗	一六〇	一六〇
細花里	一斗	斗	五六十	五六十
明月里	一斗	斗	一六〇	一六〇
涯月里	一斗	斗	五六十	五六十
頭里	一斗	斗	二七〇	二七〇
統義里	一斗	斗	一六〇	一六〇
孝義里	一斗	斗	三八〇	三八〇
永山	一斗	斗	五六十	五六十
西里	一斗	斗	二七〇	二七〇
大靜里	一斗	斗	一六〇	一六〇
倉川里	一斗	斗	二七〇	二七〇

- 68 -

市場出品種類

左官	石工	木挽	屋根	人夫
一日	一日	一日	一日	一日
一七〇〇	二〇〇〇	一七〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
七五〇	八〇〇	〇〇〇	五〇〇	五〇〇
借馬料	單衣仕立	槍、綿入	單衣淺濯	
一日	一日	一日	一日	
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	

本島各市場に於て賣買せらるゝ物品は、大凡そ一定して、特に市場地名を掲て記すべきものなし、只城内市場のみ、他と異なるは、出品類の夥多なること之なり、其品名は左の如し、其他は一定して布帛を主となす、大麥、小麥、全小豆、全粟、全岡米、全大豆、全胡麻、全生魚、干魚、粉、糞、全鷄、寸日本及、綿布、各、麻布、本島及朝鮮内地、支那産、上等品、文知産、洋金巾、和金巾、朝鮮紙、朝鮮菓子、陶器、日本及、朝鮮産、及其他の雜品、各地共雨天には開市を見ることなし

本島發展の近況

世人が本島を知らざるが如く、本島民亦世上の状況を知らず、百年一日の如く、舊体を改めず、本島に過撫の任を以て來る、牧使等亦頑梗是事として、能事了れりと思惟せり、彼等が治績の如何を見よ、則ち誅求苛税、浪費民力、收賄堂上に應じて、刑を私したる是のみ、其人今哉なしと雖ども、其跡歴々として、島民の腦裏に深刻せるが故に、島民が官吏に對する舉

今時現況

入貨

此の明に之を示せるは、覆ふべからざる事實なり、然れども、是猶韓國官吏が數百年來の通弊なるが故に、獨り本島牧使のみを、責むべきに非ざるも、彼亦其の職を、辭すべからざるなり

本島民が、智識及び生活程度の大體に比して、甚だ劣等なるは、通交の便を、杜絶したるに由るや、勿論なり、是に依て島内の物は、他に出ることなく、他所の物は、島内に入るこなし、需用供給は、但島内にて足らしむる如くせり、此故に貿易の道開けず、時務を知らず、固途長旅、電前花都の思をなして、日夜作爲する所は、如何にして酷吏の手より免るべきやを、考慮するの外なかりしなり

時世の進むに隨て、文明の利器は、此嶼島をも捨てず、小汽船の、不定期に寄航することあり、次で明治四十二年春、釜山汽船會社の定期寄航を、決行するに到り、本浦、航運會社汽船亦、定期に航行して、濟州、本浦間の連絡を計るに及んで、本島に出入する、人員、貨物、年を追うて増加し、本年は已に四十二年度の倍額に達せり、試に之を對照せん

移入貨物 (四十四年上半期分)

品名	四十二年	四十三年	四十四年
石	數量 價 格	數量 價 格	數量 價 格
油	二、七〇〇 三、六〇〇	三、五〇〇 三、一〇〇	三、〇〇〇 八、八五〇
砂糖	二、八八五 二、八二五	三、六〇〇 三、六五〇	三、三〇〇 二、三〇七

[illegible]

移出貨物

品名	數量	價額	數量	價額	數量	價額
牛皮	一〇米	五、〇〇〇	二六五	四、一〇〇	一、七〇	三、五五〇
牛骨	五、〇〇〇斤	四、〇〇〇	二八、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇	三、二二〇
活馬	三、〇〇〇頭	四、〇〇〇	二五五	四、〇〇〇	一〇	三、二二〇
涼太	三、〇〇〇個	九、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、二八五	六、六〇〇	六、〇〇〇
月統	七、〇〇〇個	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	九、九〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

[illegible]

[illegible]

備考 本表の移出入貨物は、汽船積にて山境朝天より出入する貨物を示すものにして、移出中の麥、牛竹、話馬は、帆船積なり、是表を以て本島出入貨物の全部なりとすることを得ず、日鮮人の小帆船にて出入する貨物は、是中に含まざればなり、沿岸各地に出入する貨物は、知悉すること能ずと雖ども、其中城山浦より出入した貨物の中に、明治四十三年七月より、四十四年八月三十一日に至る、十四ヶ月間に出入したるものを掲げんとす、此以前に溯らば、更に知ること難し

城山浦出入貨物

移入			移出		
品名	數量	價額	品名	數量	價額
陶器	四〇〇斤	三、五〇	乾鰯	四、五〇斤	一、〇〇
韓紙	六〇〇枚	六	大豆	二、〇〇斤	二、八〇
計		三二	小豆	一〇、二五〇斤	二〇八
乾鰯	八、〇〇〇斤	二〇〇	蕎麥	五、〇〇〇	五、〇〇
大豆	五、〇〇〇斤	二〇〇	胡麻	二、〇〇〇	六〇
計		四〇〇	天草	五、四九斤	二、二五
東	六、〇〇〇斤	二、七〇〇	計	七、四〇〇斤	二、〇〇
計		二、七〇〇	乾鰯	三、八〇斤	五、五〇
木材	五〇〇才	三、五〇	樟柏	三、三〇斤	二、五〇
錫	三、五斤	二	天草	二、二二斤	三、三〇
計		七、七	鮑殼	二、六〇斤	二
石油	二〇箱	七、七	計	五、七六	五、七六
マツチ	五箱	七、七	鐵	二、六〇斤	三、四
醬油	二、〇〇升	六〇	白米	三、五〇斤	三、五〇
計		二、七	醬油	三、五〇升	三、五〇
繩	一三、五〇斤	二、五〇	味噌	二、五〇斤	二、七
鐵	九、四〇斤	二、五〇	酒	二、四〇斤	二、七
木炭	四〇〇斤	四	臥	一、五〇斤	四

風呂釜	三、五五斤	二、三	同	計	乾	一、五八六斤	四〇、五二	釜	山
石炭	四〇、〇〇〇斤	六	同	大	麥	九、五〇斤	三〇	同	
マフチ	一重	五	同	大	豆	八、八〇斤	三〇	同	
漁具		四	同	蕎麥		七、三〇斤	二七	同	
白米	三、〇〇〇斤	三〇	同	栗		三〇、〇〇〇斤	六〇	同	
樅板	五坪	五	同	天	草	五、八八斤	二、八六	同	
亞鉛板	五、〇〇枚	六〇	同	計			四、七五	同	
味噌	一〇〇斤	一〇	同	乾	鰯	三、四四斤	一、四二	同	
味噌	一〇〇斤	七	同	綿	粕	五、五九斤	五、八〇	同	
雜品	一〇〇斤	三、八五	同	天	草	五、〇〇斤	一、四二	同	
計	七、四〇斤	五〇	山地	鰯	油	一、八八斤	三	同	
白米	三、〇〇斤	二	同	鮫	油	七、二〇〇斤	六	同	
啤酒	三、〇〇斤	八	同	鮫	油	一、五〇斤	七、四五	同	
砂糖	三、〇〇斤	二	同	計			三〇、七五	同	
雜品	二、五斤	三	同	合	計				
計	一、二二	五	木	計					
解船	一隻	二	同	浦					
陶器	一、〇〇〇斤	五	同						
白米	七、五〇〇斤	四〇	同						
揮發油	一〇〇斤	三	同						
雜品		二	同						
計		三〇	同						
合計		一〇、三三							

備考 山地、朝天の二ヶ所より出入する貨物の仕向地、及び仕出地は、釜山、本浦を主として其他云ふに足らず、城山浦より出入する貨物は、汽船、帆船、漁船に依て運搬せらるゝが故に、仕向地及仕出地に多數あるなり

里程表

道路の險惡なるは、朝鮮一般の通弊にして、獨本島のみを責むべきに非らずと雖ども、本島道路の如きは、他に卓絶して險惡なり、朝鮮内地の一里と稱せられたるは、我邦の一里の十分の一として、換算せられたるも、本島には又別に一里と稱する算法あり、則ち我が十八里町に當ると云ふも、實際に之を計るに廿五町内外あり、故に之を三十六町一里に換算せんと欲せば、其俗稱の里數に七を乘じたるものを以て、正確に近しとなす例せば、某所より某地まで六里なりと云ふ時は、則ち七を乘じて四里七町餘なりと知るが如し、今掲出する里程表は、通信管理局發行管區便覽によるなり、此の便覽は俗稱二里を一里としたるものなれば、五十町一里と見て大差なきなり、今其實例を摘出せん、古來濟州城内より、大靜郡廳に至る里程を、島内十九里と云ふ故に、日本里程にして九里半なりと唱ひ來りしが、明治四十三年秋、憲兵隊の實測にて、十三里弱なることを知れり、濟州郵便局より、沙溪里海岸まで架せる電線柱と、大靜郡廳に至る約一里半の點に於て分る、其所に立てる電柱には、四六〇の標を

打てり、各電柱と電柱との距離は、四十五間なり、然るときは此所に於て二萬六百五十五間、則ち九里廿町十五間あるべく、之に一里半を加ふるときは、十一里二町十五間なるべし、然れども電線は直にして道路は屈曲しあることを知らざるべからず、左に示す里程は郡廳所在地を起點となす

濟 州 郡

地名	一 二 三 健 龍 老 都 外 海 奉 巨 多 仁 光
里程	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 二 二 二 二 三
地名	家 道 拱 梧 我 古 舊 中 新 水 長 召 今 下
里程	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 五
地名	頭 羅 洞 陽 泉 加 月 色 道 支 錦 郭 新 大
里程	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 四
地名	坪 道 龍 寧 內 成 北 坪 善 飯 洙 翰 上 東
里程	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 七

西邑
加麻內

一

安加
座座
居麻

二二

關新
山豐

三二

城水
山山

四三

旌義郡

武永新西東光德西
陵樂坪果果清修光

二二一一二二三一二

穉上下加桃廣和上
達親親島源坪順川

三三二五三二三二

河大上東中倉沙柑
源浦文親文川溪山

三三三三四二一一二

國江永月道下上城仁上
水汀南坪順墓慈浦城安川

四五五四四一三

大靜郡

別月今盆挾德仁下上
防令岳令才用同貴貴

一〇八八九八八三三

上今清造頭板楮橋高
道滕水水毛浦旨泰內

八〇〇九〇〇八四五

終金東德遮龍樂朝臥
達率福泉飯水泉天乾

〇五五六一一〇〇三四

牛大細漢所杏松島月上西
島林花東登源堂知汀明明

海陸

一〇七九八七七六七八

濟州城内より各地に至る里程

又美	西衣	東衣	禮村	漢南	水望	温川	古城	東加	細花	表善
六	四	四	四	四	五	一	四	一	三	二
新	西	西	衣	保	東	東	新	新	下	吐
札	美	保	貴	閣	甫	美	衣	川	川	山
六	四	三	三	四	五	六	五	二	一	二
東	甫	吐	下	新	新	西	上	温	新	三
烘	木	坪	孝	孝	孝	孝	孝	坪	山	達
七	六	七	六	六	六	六	六	三	二	三
祖	西	西	法	西	孝	好	始	城	香	黑
島	烘	好	還	版	敦	近	炙	邑	黑	
海陵 一六	七	七	八	七	七	七	七	四	一	四

登山	飛揚島	朝天	地名	里程	地名	里程	地名	里程	地名	里程
一八六	海一七	海五	城山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
下	西	城	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
關	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
二二三	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
對	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
島	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
一七〇	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
長	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
崎	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		
九六	海一七	海五	歸山	二一六	旌義	三八	大靜	一三三		

概説

今哉鶴林八道は吾が皇澤に浴す而して全南の濟州獨り其薄きが如きは何ぞや、曰く絶海に點在する、一個の不毛地と思惟せられたるに由るにあらん、然り予思ふに不毛の地は必ずしも不毛に非らず豐饒の地亦

獨り豊饒なるに非らず若し失れ施設宜しきを得るときは、人工以て天然を助長し、植産茲に隆盛なり、苟も放置して開拓の勞を辭するときには、「ナイル」河畔の沃野、亦更に豊饒なるに非ざるなり、天險は人力の凌ぎ得る所にして、土地の肥瘠は、人工に由て變ずることの、虚なるに非ざるよりは、我濟州島亦決して捨つべきに非ず、本島の世と縁なるは、實に此天險に由れり、此天險能く大陸との交通を遮斷して、今日猶隔世の觀あり、是を自然界に徴するに、北米の海岸を距る約五百哩にある、ペルミユダス島は、暴風屢々起るを以て、動植物は絶へず之に隨て絶滅せらるゝが故に、此島の物は、一見して亞米利加種の鳥類植物の多きを知る、ガラパゴス諸島は、南米海岸を距ること同く五百哩に在り、然るに此所は赤道無風帶下に位するを以て、常に微風猶起らず、本島の鳥類に五十七種ある中、三十八種は、該島特有のものにして、他十九種中一種を除くの外は、大沙水島なりと云ふ、而して此ガラパゴス群島は、大小二十餘の諸島より成る、今其上に現存する鳥類を檢するに、略相似たれども、各島皆多少其種類を殊にするが如し、是れ蓋し静穩無風の狀態は、數哩を以て能く其交通を遮斷し得たること、ペルミユダス群島の五百哩に過ぎたるは、是等に對する交通の便、即ち暴風なきを以てなり

我濟州島の、大陸と交通遮斷の狀態に在りて其感化を受くること少き

は復た實に是に類す。本島環海は、暴風毎に多く、潮流急激加之船舶碇繋の港灣に乏しく、沿岸暗礁多くして、容易に近き難きは、實に今日の濟州島たらしめたる、異因ならずんばあらず。

本島の土壤粗鬆不毛なりと云ふは、是を開墾せざるに由る。古來我同胞中に、土地開發に勤めたるものあるを聞かず、單に一個の好漁場として、彼同業者間に知られたるが如し。

明治二十七年春、備後國沼隈郡田島町の人荒川留重郎氏が、單身漁船を操り、濟州郡飛揚島に上陸したるを以て、日本人製肥業者の先登となす。又山口縣萩町吉村與三郎氏、（後）潜水器漁船を率ゐて到り、大靜郡加波島に居を構へ、次で九州五島の人三宅道次郎氏同船を浮めて來り、鮑海蔘捕漁の目的を以て、濟州郡杏源里に納屋を設く、其後潜水器船を用ゐて、漁業經營せんとして渡來したるは、原田助市氏、中村清左衛門氏、清水金次郎氏等なりとす。

本島に寄航したる最初の汽船は、蒼龍、顯益、及び光濟にして、明治四十二年春より、釜山汽船會社に於て定期航行を開始し、本浦航運會社亦之に習へり、茲に於てか本島に出入する、貨物、旅客及び居住者の數を激増す。（前表參照）今其變遷の著しき物を舉ぐれば、巡查駐在所の、警察署となりたる、郵便受取所の、郵便電信局に變じたる、日本人戸口數の倍増した

る、又濟州病院及學校の設立、光州農工銀行支店開店等あり、其他百般の事業大小となく、悉く進歩の一階段に上れり

本島産物の産額に於ても、年々に増加するは事實にして、其理由とする所は、漁具の改良、漁獲方法の進歩、荒蕪開墾、山林經營是なり、荒蕪地開墾の結果は、米及雜穀を收め、山林經營の結果は、椎茸を採増し、植林を獎勵したる等あり、漁業に於ては水産技手を招聘し、其方法を講習す、但俱ひらくは農事上の經營及び牧畜業に於ける、經營者を見ざることはなり、椎茸採増は、明治三十九年、伊豫の人、藤田寛二郎氏等、東瀛社を組織して、之に従事したるに始る、然るに此業たるや、伐材後三ヶ年を経過するに非ざれば、之を採收することを得ず、現今東瀛社は、藤田氏獨營事業として是に當れり、初め四十一年に於ける採收高は六百二十五斤、價格四百八十圓に過ぎざりしが、年を追うて増收し、今歲數千斤を移出するに至れり、其後此業者、陸續として渡來し、漢翠山一帶悉く椎茸山に化したるの感あり、漢翠山の森林は大略五萬町歩と稱す、其内に於ける椎茸採増場を舉れば、左の如し

位 置	經 營 者 氏 名	步 數
漢 羅 山 南 同 山 東	藤 田 寛 二 郎 市 共 同 益 田 三 郎	一 千 六 百 一 町 步 二 百 町 步

同	同	同	八百町歩
上	山西	西郷武十	四百五十町歩
上	林茂一郎	七百町歩	
上	徳永榮助		

以上の採増場より採収すべき豫産高は、三萬斤を超ゆべき見込なりとす

本島の海産物に至ては、殆んど無盡蔵なりと云ふも、過言に非ず。若し之を疑はゞ、試に精巧なる漁具を用ひ、熟練したる技手を得て、製造に従事せよ、應に如是なるときは、其所得は乾鰯緒糟に於て一千萬斤以上に昇るべく、天草等に於ては、一百萬斤を下らざるべし。

今其漁獲の状を見るに、方隙網を以て鰯群を取囲み、漸々に其網を狭め、終に竹籠を用ひて、其中より掬ひ揚げたるものを、筏の側に釣下け、一定の場所に運搬し來り、之を秤量して、乾鰯製造業者に賣渡すを法とす。其筏を漕ぎ來るにも、鮮人一流の俊長主義にて、長竿を口にし、悠々然、槳頭を左右に振り、徐々として汀に來る。誠に春日遊遊の如し、之を陸上に致しても、一株の上屋有に非ざれば、雨天の際は、其大部分を腐敗せしむ。毎年五月末日より六月中は、雨期なるを以て、降雨特に多し、然れども尙四百萬斤以上の漁獲ありと云ふに至ては、豈驚くべきに非ずや（茲に斤量を云ふは製造高なり）。

海草、薺、天草、勝布等繁茂甚だし、是皆鮮人の採取するのみにして日本人の採取するものなし、勝布は沃度の原料なり、先きに日韓物産株式會社に於て、沃度を製造したりしが、移出税及移入税高率の故に、年々損失たるを免れず、終に製造を中止するの、止を得ざるに到れり

本島には貝類及一般魚族の繁殖せるは、類例多く求むべからず

本島の陸産に乏しきは飲料水を得るに困難なるが故なり、陸地に開墾の餘地ありと雖ども、瘠土荒蕪、一朝にして耕鋤の利を得べからず、故に最初の移住者は、比較的飲料水に乏しからざる海岸を卜し、天然産物を採捕せんとするは、勢ひ止むべからざることに屬す、然れども開墾を事とせんとする人は、湧泉若しくは流水に依頼せず、天水を貯藏するの設備を爲さば、此困難は容易に介除し得べし、古來本島土壤の瘠瘠なるは、耕作に際て分厘の施肥も爲さざるに因る、如何なる土地と雖も、肥料を施さずして、累年好收穫を得んとするは、蓋し無理なる注文と云ふべし、本島は牧場として有名なは、己に言へり、鮮人が舊慣墨守に忠なる、絶て牧牛馬の改良發達を企圖せず、舊來の小馬に甘心して、如何にせば良牛馬を産出するやを、研鑽するものなし、然れども之が改良をなすには、多額の資金を要し、且つ近日にして利を見るべからざるにも由れり、我が内地に於ける牛馬の發達も、亦是の如くなりしならんも、國家の力に因て今日あるに至れるなり、我濟州馬、亦之が力を假らずんば、終に改め

難からんとす、今之が改良を計る者のみらば、十年を出でずして面影を一新し、大に見るべきものあらん

本島の事は、百事改良を待て、發達すべきものゝみなり、其改良と云ひ、發展と云ふは人皆其必要を認めて口にすれども、實際に是を實行し、實現せしむることは、至難の事なり、便ち云ふものは資金なり、資金あるものは行はず、要するに眼前の利に走て、百年の計を爲すことを知らざるが故なり、世に美玉少く、瓦礫多きが如く、具眼の人稀に、失明の士多し、盲者に指導者の必要なるが如く、政府は此失明者流の先導となり、之を誘致して、開展の實を擧ぐるに非ずんば、誰か能く爲すことあらんや、此に於てか、官民一致の方針を定めて、終に爲すことあるべきなり

人あり本島二百五十方里の開發案に就て、何をか先にすべきやとの問題を、提供せば、予は實に左の如く答へんとす

第一 本島を開放して、母國との交通に便ならしむること、則ち關稅の徵收を取扱ふ機關を設く

第二 島内要所に電話を架設し、及び港灣を修築すること

第三 島内の通路を改修すること

是なり、是にして能ふべくんば、百事日に新ならん、此事固より、同時に行ふべきことにして、先後あるに非ず、若し止を得ずして、何れか先にすべ

きやと云はゞ此順序に於てせんのみ

別項に掲ぐる天與の椎叢山は、斯業界の驍將たる藤田寛二郎氏の談に
關るものにして、著者曾て、同氏の門を根き聽得たる所を左に録し、移
して斯界に報せんと欲するは、空しく鍵鑰を握て、寶庫の所在を知らざ
る人の爲にするの微意のみ

天與の椎叢山

藤田氏述

濟州島陸上事業中最とも有利なるは、漢羅山一帯の鬱蒼たる大森林を
利用して、椎叢を採培するにありと思ふ、是は少しく我田引水の操なれ
ども、人も許し我も許す所であるから、今其有利なる點を摘説すれば、大
略左の如くであります

本島は氣候溫和にして、殆んど九州北部に等しきが故に、内地人移住に
は、尤とも適當である、漢羅山一帯の大森林は、約五萬町歩に餘り、其樹木
は、椎叢製炭に好適なる「シデ」又は「ソヤ」オモノキとも云ふが十中
七を占め、次で檜樹が多い、所謂天與の椎叢山と云ふも、敢て過言ではあ
るまいと思へます、尙又、椎叢製造事業を經營するに、類例多からざる有
利の點がある、其れは

一、氣候溫和なるが故に、椎叢園緑の發育が頗る良好なること

二、毎年春秋二期に於ける、椎叢製造時期には、降雨多きが故に、池を作

る必要がないこと

三、鮮人が數年前より植賣業者に、使用せられ居るを以て、内地人に親染し、其爲すべき事を、熟知して居るのみならず、勞銀甚だ安價なること、則ち一日一人二十四五錢位が、普通で、老熟の者でも、三十錢已下である

四、山の勾配緩なるが故に、仕事の爲し易きこと

五、冬期には多少積雪するも、三寒四温で、直ちに消解するが故に仕事には、害も妨なきこと

六、各地との交通が、便利になりましたから、運賃も安價で、大阪にも長崎にも移出することを得るのである

七、森林を伐木するにも、木代が甚だ安價であること

前述の如き好位置を占めたる所であるから、私等は三十九年以降、其經營に努めて居るのですが、産額も今日では、六、七千斤あります、明年以後は一萬斤以上に達することを確信して居ます

經營者も其後續々として渡來せられ、之に従事して居る人々を挙げば

面積	經營年月	縣別	氏名
千六百町歩	三十九年	愛媛縣	藤田寛二郎
八百町歩	四十二年	大分縣	仲野幾太郎外一名
貳百町歩	四十二年	福岡縣	田中尙藏

七百町歩	四十二年	大分縣	德永榮助
五百町歩	四十三年	岐阜縣	林茂一郎
五百町歩	四十四年	太田縣	石松助藏
合計四千三百町			六名

右の外更に事業を起さんとして、同業者續々渡來の有様であります。是は誠に悦ばしき現像で有て、此寶島も日に月に開發せらるゝ運に向ひましたと云ふものです。内地の植農業者は一日も早く、一衣帶水の本島に來て、此有望なる寶庫の鍵を握り、富源開拓の舉に出でられんことを希望して、止まぬ次第であります。終（文責著者に在り）

秋 月

南 鮮 第 一 濟 州 島
風 土 愛 好 民 素 朴
古 來 險 路 少 行 人
自 今 皇 澤 日 浸 潤

附 録

名士の活動振り

荒川両氏は、同郷の親族なるを以て、百般の事業に對し、異身同体の親あり、是を以て、何れか其一方を舒するとき、互に其半面を彷彿の間に認めん、故に留重郎氏を先にして、市太郎氏を影略互顯す

古語に曰く、女子と小人とは養ひ難しと、然れども養ひ難きは、單是のみに非ず、近くれば押れ、遠くれば恨むは、鮮人の常にして、古の愚や直なれども、今の愚や詐るとは、真に彼等に對する消息を語るものなり、本島は古來倭寇に苦しむ、故に日本人を以て、仇敵なりと思惟したる、道傳的性僻が、今尙存す、然るを祝んや、數年前若しくは數十年前に於てをや、此間此所に上陸して、今日の基を爲したるの功、豈に傳へずして可ならんや、荒川留重郎氏は、備後國沼隈郡田島町の人なり、其性沈毅にして、膽略に富み、眼光星の如く、葵々として人を射るの概あり、本島に於て、種々の事業を企圖したるもの、少からずと雖ども、悉く失敗に歸したるに、氏獨り堅忍、能く自重して、今日の成效を成せるは、故なきに非ず、明治二十七年春四月、遠洋漁業の目的を以て、造船を率ゐ、本島沿岸を偵察し、遂に濟州郡飛鳥島に上陸す、其偵察の結果は、製肥事業にあるを考慮し、先づ之を

試むるに、果して意の如し、是に於てか、飛揚島の根據地を對岸の挾才里に移し、専心之に従事す、全三十四年夏、製肥支場を廓支里及び、威德里に設け、自ら廓支里挾才里に主管として、市太郎氏は、威德里の主宰たり、衆彌々揚り、積益々好し、茲に於てか日本家屋の事務室を作る、是れ本島日本家屋の鵠矢なり、本島沿岸に於て、純粹の日本家屋は、但此二戸のみ、島内を視察したるの士にして、此兩家を見て訪はざりし人若しくは慰留せざりし人なからんか

本島に於ける諸般の出来事にして、氏の與らざることありや、氏は本島企業家の先輩なり、本島が今日の基をなしたるの動力には、氏が力の加はりしこと、甚だ多し、試に其一、二を摘ん

製肥事業は、措て云はず、明治三十四年、基督教宣教師が横暴に因て、島民大に激昂し、邪教徒を、虐殺せしむる勢を以て、該教徒を拿捕し來り、慘殺算なし、本島全土死尸累々として路に横はる、其時の濟州牧使等、如何ともすること能はず、災害の及ぶ所、實に測るべからざるなり、荒川氏一策を案じて思へらく、之を日本領事(在日)に急告し、日本軍隊の威力に由らすんば、到底鎮撫し難しと、茲に於てか、軍艦の急派を申請す、不日にして濟遠艦の來航あり、騷擾頓に理る、此時の慘死者、五百數十人なり、之を耶教騒動と云ふ、其後も氏は、銳意本島の安寧、教育、其他公共の

事に力を盡せるは、實に努めたりと云ふべし、即ち警察署設置、日語學校の創設等、氏の関からざるなきなり、然れども敢て其功に誇らず、温乎知らざる者の如きは、則ち謙なりと云ふべし。

田島市造氏は、下田市有数の實業家なり、明治四十三年夏、河水産組合、出張所長、太田十郎氏病改り、再び起つこと能はず、則ち後事を田島氏に囑して去る、氏其後を續ぎ、情踴躍に當る、直言以て過咎を避けず、漁業者の便益を謀ること尤とも懇切なり、私を捨て公に赴くに勇む、古語に曰く、一郷皆善と稱するも、未だ善ならず、一郷皆惡と云ふも、未だ以て惡ならず、一郷の善者之を善とし、不善者之を惡んで、始めて善なりと、人は八面玲瓏たること能はず、氏の如きは幾んど是に近しと云ふべし。

本島發展指導に關しては、列記する所の諸氏皆與り關す、是より己下之を記するは、繁にして益なし、故に公共的事業の跡は上文をして己下に通覽せしむ。

赤穂字三郎氏は奇俠家にして、紀文的性能を有す、朝に千金を獲て夕に之を失ふも、弊服を棄たるが如き成をも抱かざるは、實に其一面を彷彿するものなり、氏の奇才縱横なるは、髯胡に類し、義氣の盈溢は、古俠士の風あり、明治四十一年釜山汽船會社の代理店を創立し、釜山、本浦及び沿岸各地との定期航行を開始す、本島の交通上に、一大發展を促したるは、

氏の其力多きに居る、交通機關の完不は、則ち文野の區畫にして本島今日の狀態に在るは、亦是が爲なり、全四十四年夏より城山浦に定期寄航を開始せしめんとしては本社に往復すること數回、諸々の論調終には是を實行するに至らしむ

赤穂氏は神戸市熊内に生る、年齒不成に達らずと雖ども千變萬化の經歷奇談に富めり、是皆渡島以前に在り故に今茲に贅せず

中上寅吉氏は壹岐國勝本町の人なり、溫良謙讓は氏の性にして、寡言實行は其主義なり、明治三十七年始めて本島に來り根據地を城山浦にトす、由來幾星霜、失敗又失敗、所得少ふして損失多きを加へしも、所謂一體を加ふる毎に勇氣十倍する底の強烈なる意志は、終に其素志を改むるに吝にして、今日あるを致せり、保衛守弱は氏の性なり、柳枝雪に折れざる如きは、蓋し是に由る乎

藤田寛二郎氏は、郷里を南海の松山市に有す、陸軍出身の人にして、日露戰役には其功勞又少からず、明治三十八年本島に於て、植栽採培經營の目的を以て、東瀛社成る、是より先き、三十七年八月、本島顧問官たりし神谷卓男氏朝鮮總督府造書記官が、朝鮮政府より本島に於ける殖産興業の權利を得て、之を藤田寛二郎、望月龍太郎、五百木良三の三氏に譲與す、三氏は因て、東瀛社を組織し、植栽採培業を起せり、三十九年以降は藤

田氏獨營事業として之れに當り、今哉斯界の明星たり

氏は所謂當世才子に非ず、實性莊重にして、篤實自ら持し、重きを一島に爲す、三十九年十月東瀛學校を起し、鮮人教育に努む、生徒數十人、書籍文具等を給與して、學業を奨励し、其品性陶冶に盡心せり、四十一年九月、公立普通學校設立するに及んで、是に合す

氏は前きに、日本人會長に舉げられて、移住者の福祉を計り、日本人會を學校組合とするに當て、復た組合長に推さる、與亞斯の如し

忙中閑日月あるを以て英雄となさば閑中に閑あるを如何とか名けん、豫事以て能くすべく、易事決して易にあらず、白刃前に閑き鐵火左右に飛ぶ所百萬の總懸を叱吒しつゝ、詩歌吟詠以て死生の境に超然たる猛將軍も連日無爲閑日月の中に於て能く無聊に苦みつゝ、欠伸せざるを得る乎

若し夫れ閑中閑を有するの士に非ざれば、天下を経綸するの器に非ず、靜は動の主にして、閑は忙の基なり、繁は純に起り、亂は治に萌す、事起るや起るの日に起るに非ずして、必ず由て起る所あるが故に能く此機微に通せざるときは、事毎に人後に空若たらざるを得ざるなり

山口源藏氏は三重縣志摩の人なり、類を古人に求めば、晏子其れ近き乎、氏は一の經政家なり

氏曾て思へらく韓國經營は刻下の急務にして官民共に是に赴き、渡韓者日に月に多を加ふと雖ども但先進の後を追ふに止り未だ開拓の實を舉るに足らずと茲に於てか奮然立て韓國物產會社を創設し自ら之が支配人となり明治三十九年四月十二名の健兒を社員中より選拔し之を率ゐて本島に上陸す地を城山浦に卜して本店を置き次で沃度鎭、請、龜縮柏製造の工場を設けたりしが飲料水不其の故か僅に二ヶ月の中に七名の社員は脚氣症の襲ふ所となり歸國するの止むを得ざるに至れり氏亦同病の宿る所となり四支の自由を奪はれたるも殊死以て本社を成功を期し、殘餘の健兒を激勵して基礎漸く固からんとす、四十一年一月病改る醫師の勸告に任せ、後事を富成烈三氏に委ねて歸朝し、下關に退て療養を事とし側ら猶本社監督の任に當れり十月に到るも病未だ痊へず飛電詞々富成氏の危篤を報ず、自ら病軀を脱け、君々渡島、す、天乎命乎今哉富成氏已に亡し、殘務を整理し大山富平氏を以て支配人代理と定め再び歸朝す

其後某家に於ける財政整理の依頼を受けたるを以て其任を負ふ、重任を肩に擔ふは力足らざるあるを恐れ物產會社支配人を辭す、約一年有半にして整理成る、四十一年九月韓國物產會社を日韓物產株式會社と改稱し本店を下關市に置き城山浦に於ては前の會社事業を繼承し

て同支店と稱す

明治四十三年八月日韓併合の後に於ける總ての事情は前日の如くならず、諸多の事業皆革新を要するの狀に中り本島の事業亦革新すべく而して確實に永久的基礎を堅ふすべきの期なるを自覺し、四十四年十月本府を本島に移轉の決議をなし十二月單身衆に先て渡す、今氏が如何なる地位を持てるか其地位は窺ふべきに非ざるも遠きに行く必す近きよりするが如く先づ社内の整理業務の革新を行ひ、漁具を改良し一面には日鮮人共同の殖産合名會社を組織し自ら代表者となり總督府に申請する等疾風塵土を捲の慨あり近く共同漁業市場經營の阜ある等本島に於ける公共事業衛生教育殖産等百般の事業は其面目を一新して異彩を放ち諸君に見へんとするは矢れ跪して待つべきか

後序

莊嚴輪奐の大建築物に對して、快く所の觀念は、只外觀の美のみ、深く之を探究して、其美觀を爲す所以、及び其等を保持せる物ある所以を知らず、是豈建造物のみならんや、國家の事亦然り、井を穿て飲み、耕して食ふ、常徳何かあらんやと云ふの類、古今相同じ我が濟州島の今日ある所以亦然り、舊韓國時代より渡島して、今日の基礎を作りしの士にして、其徳稱せられず、其名没して忘れられたるの人少からず、本島製造事業の祖たりし松川實氏の如き是なり、假令其功名傳らすと雖ども、時間と空間とを要したる行爲は、天地と俱に不窮なるを思へば敢て恨とするに足らず、蓋し無名の名、無功の功は功名の最大なるものなればなり、敢て書して後序となす

四十五年孟春

秋月居士